

(素案)

天草市過疎地域持続的発展計画

令和 3 年度～令和 7 年度

令和 3 年 9 月
熊本県天草市

目次

第1 基本的な事項	1
1 市の概況	1
(1) 市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	1
(2) 市における過疎の状況	2
(3) 市の社会経済的発展の方向性	2
2 人口及び産業の推移と動向	2
(1) 人口の推移と動向	2
(2) 産業の推移と動向	5
3 市行財政の状況	6
(1) 行政の状況	6
(2) 財政の状況	6
4 地域の持続的発展のための基本方針	9
(1) 本市の目指す将来像	9
(2) 基本方針	10
(3) 拠点とネットワークの形成方針	13
5 地域の持続的発展のための基本目標	14
6 計画の達成状況の評価に関する事項	15
7 計画期間	15
8 公共施設等総合管理計画との整合	15
第2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	17
1 移住・定住	17
2 地域間交流	17
3 人材育成	18
4 計画	18
5 公共施設等総合管理計画等との整合	19
第3 産業の振興	20
1 農業	20
2 林業	23
3 水産業	23
4 商工業	25
5 中小企業・起業家支援	26
6 観光	26
7 港湾	29
8 計画	30
9 産業振興促進事項	33
10 公共施設等総合管理計画等との整合	33
第4 地域における情報化	34
1 情報化施設	34
2 計画	35
3 公共施設等総合管理計画等との整合	35
第5 交通施設の整備、交通手段の確保	36
1 道路	36
2 交通	36
3 計画	38
4 公共施設等総合管理計画等との整合	38

第6 生活環境の整備	39
1 水道施設	39
2 生活排水処理施設	39
3 廃棄物処理施設	40
4 消防施設	41
5 公営住宅	42
6 公園・緑化	42
7 防災	43
8 交通安全	44
9 防犯	44
10 火葬場	45
11 計画	46
12 公共施設等総合管理計画等との整合	47
第7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	48
1 地域福祉	48
2 高齢者福祉	49
3 障がい者福祉	50
4 児童福祉・母子父子福祉	51
5 健康増進	52
6 計画	53
7 公共施設等総合管理計画等との整合	54
第8 医療の確保	55
1 医療の確保	55
2 計画	56
3 公共施設等総合管理計画等との整合	56
第9 教育の振興	57
1 学校教育	57
2 生涯学習	58
3 スポーツ振興	59
4 計画	61
5 公共施設等総合管理計画等との整合	62
第10 集落の整備	63
1 集落の整備	63
2 計画	64
3 公共施設等総合管理計画等との整合	64
第11 地域文化の振興等	65
1 地域文化の振興等	65
2 計画	66
3 公共施設等総合管理計画等との整合	66
第12 再生可能エネルギーの利用の推進	67
1 太陽光・風力発電施設	67
2 計画	67
3 公共施設等総合管理計画等との整合	67
第13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	68

第1 基本的な事項

1 市の概況

(1) 市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

① 自然的概況

本市は、熊本県南西部に位置する天草上島、天草下島、御所浦諸島及びその他の島々で形成される天草諸島の中心部にあり、北西は苓北町、東は上天草市に接し、北は有明海を隔てて長崎県に面し、南東は八代海を隔てて鹿児島県を望んでいる。平成30年10月1日現在、本市の総面積は683.87km²（国土地理院資料）で、県土面積の約9%を占めている。

天草諸島は、雲仙天草国立公園の一角を占め、リアス式海岸や海蝕海岸、沈降海岸等の特色ある海岸景観やアカウミガメの産卵、亜熱帯性の植物等、貴重な自然景観が残されている地域である。

周囲を東シナ海、有明海、八代海に囲まれており、本渡、牛深地域の一部に市街地があるほかは山地や丘陵地が大部分を占めている。天草上島、天草下島の中央部には天草最高峰の倉岳（682.2m）をはじめとする山系が連なり、地形は急峻で平野部は少なく、海岸部の傾斜地に集落や農地等が展開されている。また、海岸線に点在する市街地や集落を結ぶように道路が整備されている。土地利用については市全体の約68%を山林が占め、田・畠の農用地は約8%、宅地・道路用地は約6%となっている。

本市の平均気温（平成20～29年度の10年間）は本渡が16.5°C、牛深が18.0°C、平均降水量は本渡が2,213.2mm、牛深が2,214mmである。暖流の影響で、海岸部の一部に無霜地帯があるなど冬は暖かく、夏は比較的涼しい気候である。

② 歴史的概況

天草は、日本列島の西端に位置する地理的特性から、奈良時代や平安時代には遣唐使や新羅からの使者が漂着したという記録が残っており、古くから朝鮮半島や中国大陸との交易が盛んであったと考えられる。

天文18年（1549年）に日本に伝えられたキリスト教が、永禄9年（1566年）天草にもたらされ、「天草五人衆」と呼ばれる領主、志岐氏、天草氏、大矢野氏、上津浦氏及び栖本氏により天草各地に普及された。古くから外国の文化に触れる機会が多かった本地域においては急速に信者が増え、キリシタン大名小西行長が天草を治める頃には、天草におけるキリスト教は全盛を迎える。わが国におけるキリシタン文化・西洋文化の情報発信地としての役割を果たしていた。

関ヶ原の戦いで小西氏が滅びると、江戸幕府は過重な年貢の取立てに加えて、厳しいキリスト教弾圧を始めた。過酷な取立てと種々の拷問に耐えかねた領民は天草・島原の乱を起こすが、幕府により制圧され、この乱を引き金に一層キリスト教禁制は強められることになった。その後、天草は江戸幕府の直轄地となり10組1町87村に区画される等行政機構が整えられた。

明治時代になると、明治元年（1868年）に天草は長崎府へ併合され、廢藩置県により明治4年（1871年）に八代県天草郡となり、明治6年（1873年）に白川県天草郡との改称を経て明治9年（1876年）に熊本県天草郡となった。その後、昭和28年（1953年）施行の町村合併促進法により2市13町となり、平成18年（2006年）3月27日、平成の大合併により本渡市、牛深市、天草郡有明町、倉岳町、御所浦町、栖本町、新和町、五和町、天草町及び河浦町の2市8町が合併し、新しく天草市として発足した。

③ 社会的・経済的概況

昭和41年9月の天草五橋の開通により天草上島・下島が九州本土と陸続きとなり、また地域高規格道路の一部供用開始により、天草市役所本庁の所在地である本渡地区から県庁所在地の熊本市まで車で、約2時間で行くことができる。また、平成12年3月に天草空港が開港し、平成27年3月に開港15周年を迎え、熊本、福岡、大阪まで48人乗りの航空機が就航するなど、日本各地から本市までの時間的距離は徐々に近くなってきている。

しかし、本市における交通体系の整備は十分とは言えず、産業振興や広大な市域での生活

環境の向上のためには、現在建設中の熊本市と本市を結ぶ地域高規格道路「熊本天草幹線道路」の全線開通をはじめとする交通体系の計画的な整備が必要である。また、離島である御所浦地域については、島外への移動手段は海上交通に限られており、日常生活の利便性の向上等を目指すためにも御所浦架橋の整備が必要である。

さらに、交通面の悪条件のため企業の誘致が困難なことから、労働力の流出が進んでおり、特に山間部では少子高齢化が著しい状況である。地域の活性化を図るためにには、市内における生活環境の整備や就業先の確保が重要な課題となっている。

(2) 市における過疎の状況

本市における国勢調査の人口は、昭和 30 年の 169,880 人をピークに、エネルギー革命による炭坑の閉山、若年層の流出、少子化等の影響により減少の一途をたどっており、平成 27 年では 82,739 人となっている。また、令和 3 年 4 月 1 日現在の高齢化率も 40.9%（住民基本台帳）と、全国の 28.9%（総務省統計局人口推計）を大きく上回っている。今後も高齢化は進行していくことが予想され、生産年齢人口が減少していく状況は、地域社会の活力と生産能力の低下をもたらし、さらに過疎化を進行させる要因となる。

このような状況の中、本市では過疎地域対策緊急措置法、過疎地域振興特別措置法及び過疎地域活性化特別措置法、さらには過疎地域自立促進特別措置法の適用を受け、各種計画に基づき社会基盤の整備を進めてきた。特に地域産業の振興のための基盤整備、生活環境の整備、高齢者等の保健福祉施策の分野において、各地域の特性に応じた取り組みを推進してきたところである。しかし、過疎化は依然として進展しており、産業の衰退、地域活力の低下は深刻なものとなっている。

(3) 市の社会経済的発展の方向性

急速に進行している少子・高齢化や、社会経済情勢の急激な変化と経済の低迷による厳しい財政状況の中で、自治体は、産業、医療・福祉の分野をはじめ教育、環境等の多様化・高度化する住民ニーズに対応することが求められている。

このような社会情勢の中で、市民一人ひとりが望むような働き方、暮らし方などを実現できる地域社会を形成していくためには、自治体の事業の合理化をはじめとする行財政改革の徹底的な推進が急務であり、市民ニーズに弾力的かつ機動的に対応しうる組織を構築し、効率的な行政運営に努めていくことが必要である。

また、市民と行政が地域づくりにおける様々な課題を共有しながら、行政だけでなく多様な主体がまちづくりの担い手となり、地域の課題の解決に社会全体で対応していくためにも、一人ひとりが居場所と出番を見出すことで多くの市民がまちづくりに積極的に参画し、協働できる環境づくりを進めていくことが必要である。

2 人口及び産業の推移と動向

(1) 人口の推移と動向

日本の総人口は、平成 22 年に 1 億 2,806 万人をピークに以後長期の人口減少過程に入り、本格的な人口減少社会を迎えている。出生率の大幅な上昇を期待することは難しく、ほとんどの市町村において人口は減少していくと考えられる。さらに、過疎地域においては他の地域に比べ、若年者の流出等による社会増減における減少の幅が大きいため、急速な人口減少が続いている。

本市の人口は、昭和 35 年から平成 27 年の間に 158,882 人から 82,739 人に減少し、その減少率は 47.9% となっている。今後もこの傾向が続き、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和 7 年度には 69,782 人になると予測されている。また、総人口の減少が続く中で、65 歳以上の人口は増加を続けている。高齢者比率は昭和 35 年には 8.0% であったものが、平成 27 年には 37.2% となっており、令和 7 年には 44.3% まで推移していくことが予想されている。

一方、14 歳以下の年少人口は大幅な減少をきたしており、近年の減少率は 5 年間で 12.9% 程度と非常に高くなっている。その結果、昭和 35 年には 18.3% であった若年者比率は、平成

27年には8.7%まで低下しており、今後もその傾向は続くものと考えられる。また、15歳から64歳までの生産年齢人口についても同様に、平成2年から5年ごとに7~9%程度が減少していたが、平成22年以降は10%を超える推移で減少している。特に30歳未満の若年者の減少は顕著で、産業の担い手不足、後継者不足等による地域活力の低下が懸念されている。

以上のように、今後も若年者人口及び生産年齢人口は減少し、老人人口も2020年頃をピークに減少していくと予想され、総人口の減少とともに少子高齢化が進展するものと考えられる。

世帯数は、平成27年は33,224世帯で、平成12年までは横ばいで推移していたが、平成17年から減少傾向にある。また、1世帯あたりの人員は2.49人と減少傾向にあり、核家族化が進展している状況にある。

表1-1(1) 人口の推移（国勢調査）

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数 (人)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)
総 数	158,882	142,346	△10.4	127,636	△10.3	122,513	△4.0	121,574	△0.8	
0~14歳	59,567	47,877	△19.6	37,001	△22.7	30,594	△17.3	27,884	△8.9	
15~64歳	86,531	80,578	△6.9	75,534	△6.3	75,235	△0.4	75,585	0.5	
うち 15~29歳 (a)	28,998	24,351	△16.0	22,202	△8.8	22,757	2.5	21,748	△4.4	
65歳以上 (b)	12,784	13,891	8.7	15,101	8.7	16,682	10.5	18,091	8.4	
(a)／総数 若年者比率	18.3%	17.1%	—	17.4%	—	18.6%	—	17.9%	—	
(b)／総数 高齢者比率	8.0%	9.8%	—	11.8%	—	13.6%	—	14.9%	—	

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数 (人)	増減率 (%)								
総 数	118,765	△2.3	112,068	△5.6	107,823	△3.8	102,907	△4.6	96,473	△6.3
0~14歳	25,584	△8.2	21,845	△14.6	18,691	△14.4	15,844	△15.2	13,514	△14.7
15~64歳	73,370	△2.9	67,902	△7.5	63,312	△6.8	58,300	△7.9	53,126	△8.9
うち 15~29歳 (a)	18,244	△16.1	14,979	△17.9	13,913	△7.1	13,032	△6.3	10,858	△16.7
65歳以上 (b)	19,811	9.5	22,316	12.6	25,820	15.7	28,718	11.2	29,816	3.8
(a)／総数 若年者比率	15.4%	—	13.4%	—	12.9%	—	12.7%	—	11.3%	—
(b)／総数 高齢者比率	16.7%	—	19.9%	—	23.9%	—	27.9%	—	30.9%	—

区分	平成22年		平成27年	
	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)
総 数	89,065	△7.7	82,739	△7.1
0~14歳	11,288	△16.5	9,832	△12.9
15~64歳	47,773	△10.1	42,098	△11.9
うち 15~29歳 (a)	8,564	△21.1	7,210	△15.8
65歳以上 (b)	29,868	0.2	30,809	3.2
(a)／総数 若年者比率	9.6%	—	8.7%	—
(b)／総数 高齢者比率	33.5%	—	37.2%	—

※総数には年齢不詳者を含むため、年齢階層別人口の合計とは一致しない。

表1-1(2) 世帯数の推移（国勢調査）

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
世帯数（戸）	35,808	36,190	36,296	35,426	34,272	33,224
世帯当たり人員（人）	3.13	2.98	2.84	2.72	2.60	2.49

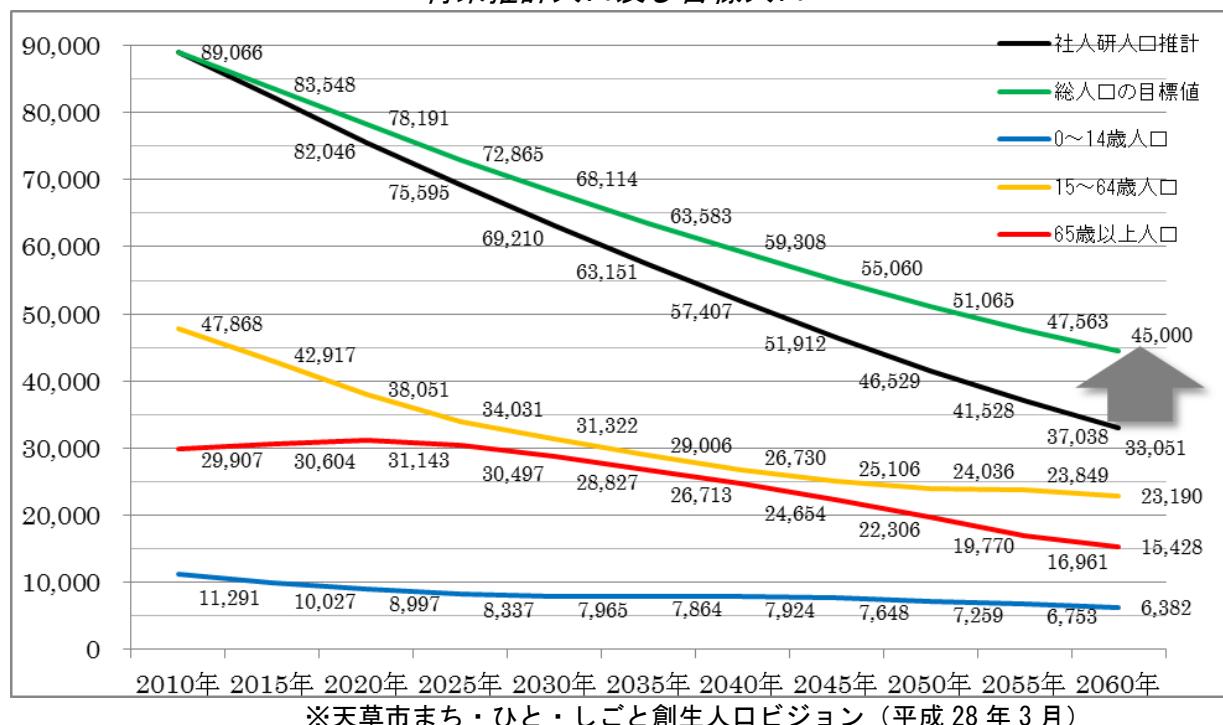
表1-1(3) 人口の推移（住民基本台帳）

区分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数（人）	構成比（%）	実数（人）	構成比（%）	増減率（%）	実数（人）	構成比（%）	増減率（%）
総数	106,206	—	100,244	—	△5.6	93,098	—	△7.1
男	49,780	46.9	46,953	46.8	△5.7	43,354	46.6	△7.7
女	56,426	53.1	53,291	53.2	△5.6	49,744	53.4	△6.7

区分	平成27年3月31日			令和2年3月31日			
	実数（人）	構成比（%）	増減率（%）	実数（人）	構成比（%）	増減率（%）	
総数 (外国人住人除く)	85,923	—	△7.7	78,465	—	△8.7	
男 (外国人住民除く)	40,150	46.7	△7.4	36,845	47.0	△8.2	
女 (外国人住民除く)	45,773	53.3	△8.0	41,620	53.0	△9.1	
参考	男（外国人住民）	39	20.2	—	118	33.2	202.6
	女（外国人住民）	154	79.8	—	237	66.8	53.9

表1-1(4) 人口の今後の見通し

将来推計人口及び目標人口



※天草市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（平成28年3月）

(2) 産業の推移と動向

本市の就業人口総数は、平成 27 年国勢調査によると 37,456 人となっており、平成 17 年から平成 27 年にかけて 13.1% 減少している。これは県全体の 4.5% の減少に比べ約 3 倍の減少率となっている。

産業別就業人口比率をみると、第一次産業が 13.5%、第二次産業が 16.8%、第三次産業が 69.6% となっており、県全体の構成比と比べると、第一次産業が若干高い割合を示している。

経年的にみると、第一次産業は昭和 40 年に 58.7% であったものが、平成 27 年には 13.5% と大幅に減少している。これは、農業者及び漁業者等の高齢化や後継者不足等の理由によるものと考えられる。第二次産業は若干増加しているが、近年は横ばいで推移している。第三次産業では昭和 40 年に 29.5% であったものが平成 27 年には 69.6% まで大幅に増加している。これは、サービス業、特に医療・福祉部門の就業者の増加によるところが大きく、今後も高齢化率が上昇すると予測される中、この傾向が続くものと思われる。

表 1-1(5) 産業別人口の動向（国勢調査）

区分	昭和 40 年	昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年		昭和 60 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	62,061 人	57,863 人	△6.8%	54,112 人	△6.5%	55,731 人	3.0%	55,198 人	△1.0%
第一次産業 就業人口比率	58.7%	49.6%	—	41.7%	—	34.2%	—	31.7%	—
第二次産業 就業人口比率	11.8%	13.9%	—	17.4%	—	20.4%	—	20.5%	—
第三次産業 就業人口比率	29.5%	36.5%	—	40.9%	—	45.4%	—	47.8%	—

区分	平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	52,210 人	△5.4%	51,215 人	△1.9%	46,738 人	△8.7%	43,118 人	△7.7%
第一次産業 就業人口比率	26.2%	—	22.2%	—	17.0%	—	16.5%	—
第二次産業 就業人口比率	23.2%	—	23.3%	—	22.7%	—	19.5%	—
第三次産業 就業人口比率	50.5%	—	54.5%	—	60.3%	—	64.0%	—

区分	平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率
総 数	38,904 人	△9.8%	37,456 人	△3.7%
第一次産業 就業人口比率	15.0%	—	13.5%	—
第二次産業 就業人口比率	16.8%	—	16.8%	—
第三次産業 就業人口比率	68.2%	—	69.6%	—

3 市行財政の状況

(1) 行政の状況

地方分権社会は、国と地方公共団体の役割を明確にし、地方公共団体の自主性、自立性を高め、住民に密接に関連した行政サービスは住民に最も身近な市町村で行うことを基本とし、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指している。このような中、少子高齢化の進展や価値観の多様化等社会情勢は目まぐるしく変化し、住民ニーズは多様化・高度化しており、様々な行政需要に対応できる行政基盤の確立が求められている。

本市においては、広大な市域の中に居住地域が点在していることから、経済性、効率性、地域性の融和を図りながら、行政組織を整備する必要があったため、平成18年3月に2市8町が合併して一つの地方公共団体となることを選択した。

これまで、継続的な人件費削減などの行政改革に取り組んできたが、今後は、従来行ってきた人員とコストの削減などに加えて、限られた経営資源（人、物、金、情報、時間）を有効に活用した効率的・効果的な行政サービスの提供や、社会情勢に応じたスリムで機動的・効果的な組織の確立等により、持続可能な行政運営の推進を図っていく。

(2) 財政の状況

我が国の財政状況は、国債と借入金等の残高を合計した「国の借金」が1,200兆円を超える中、令和3年度予算編成においては、地方団体が、新型コロナウイルス感染症拡大への対応と地域経済の活性化の両立を図りつつ、「新たな日常」の実現に取り組むとともに、激甚化・頻発化する自然災害への対応のための防災・減災、国土強靭化を図るほか、東京一極集中の是正に向けた地方創生を推進することができるよう、安定的な財源を確保するとしている。

一方、本市の財政状況は、健全化判断比率等は基準値内にあるものの、平成28年度からの普通交付税の段階的縮減により、一般財源が大幅に減少している。さらに、新型コロナウイルス感染症対策として「新たな生活様式」への移行に向けた取り組みや度重なる豪雨等による災害復旧への対応、税収等の落ち込みなど、今後の財政運営は、一層厳しさを増すものと見込まれる。

そのため、天草市行政経営改革大綱に掲げる「普通交付税が一本算定となる令和3年度以降を見据え、歳入に見合った柔軟かつ安定的な財政運営の確立」（令和3年度からの普通交付税の一本算定を見据え、予算総額に占める一般財源の額を縮減）を最重要課題として、全ての職員が認識し、これまでの行政評価等の取り組みを踏まえ「ゼロベース」で事務事業を検証・点検するとともに、真に必要な政策（事業）の予算化を図りながら、地方創生に向けた重点施策の推進し、第2次天草市総合計画の実現を目指すこととする。

表1-2(1) 市財政の状況

(単位：千円・%)

区分	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	55,728,236	58,442,711	56,990,400	60,703,615
一般財源	41,646,428	42,620,462	40,819,996	39,197,431
国庫支出金	3,951,530	7,549,625	6,210,095	6,796,021
都道府県支出金	4,092,051	3,992,865	3,802,823	3,843,189
地方債	5,425,700	6,002,100	5,601,700	9,210,800
うち過疎債	1,551,800	1,846,700	563,000	1,673,700
その他	42,258,955	40,898,121	41,375,782	40,853,605
歳出総額 B	53,733,503	56,414,022	53,745,788	59,078,711
義務的経費	25,712,626	26,791,461	25,676,299	26,062,543
投資的経費	9,530,744	8,997,691	8,949,493	12,588,537
うち普通建設事業	9,220,588	8,576,384	7,992,101	12,128,265
その他	18,490,133	20,624,870	19,119,996	20,427,631
過疎対策事業費	2,070,058	3,376,830	891,760	2,445,120
歳入歳出差引額 C (A-B)	1,994,733	2,028,689	3,244,612	1,624,904
翌年度へ繰越すべき財源 D	191,698	529,888	937,257	89,465
実質収支 C-D	1,803,035	1,498,801	2,307,355	1,535,439
財政力指数	0.258	0.284	0.272	0.272
公債費負担比率	18.0	18.3	16.7	18.4
実質公債費比率	17.5	12.9	8.9	9.2
起債制限比率	12.3	7.4	5.8	7.6
経常収支比率	98.2	85.0	87	95
将来負担比率	—	76.3	30.5	25.3
地方債現在高	66,049,296	60,273,746	53,398,454	53,364,606

(資料：地方財政状況調査)

表1－2(2) 主要公共施設等の整備状況

区分		昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和元 年度末
市町村道	改良率 (%)	21.1	27.7	34.1	35.2	35.9
	舗装率 (%)	59.0	78.8	88.4	85.7	86.1
林道 延長 (m)		—	—	—	126,774	139,606
林野 1ha 当たり林道延長 (m)		—	—	—	2.78	3.02
水道普及率 (%)		79.6	88.7	92.1	92.3	94.7
水洗化率 (%)		12.6	28.9	51.1	68.6	77.0
人口千人当たり病院、診療所の 病床数 (床)		21.4	27.8	28.8	30.3	31.3

(資料：公共施設状況調、天草市)

(注)「水道普及率」については、公益社団法人日本水道協会の「水道統計」による。

「水洗化率」については、次の算式による。

$$\text{水洗化率} = (A+B+C) / D$$

A : 下水道現在水洗便所設置済人口

B : 合併処理浄化槽処理人口

C : 単独処理浄化槽処理人口

D : 住民基本台帳登録人口

4 地域の持続的発展のための基本方針

(1) 本市の目指す将来像

これまで続いている人口流出に伴う過疎化は、全国的な人口減少・少子高齢化の進展とあいまって、地域社会に深刻な変化をもたらした。このため、過疎対策関連法に基づく計画により、地域の振興・活性化に向けた多様な施策を展開し、公共施設整備といった面ではある程度の整備は進んできたものの、依然として過疎化の進展は収まらず、引き続き積極的な施策を展開していく必要がある。

過疎地域は、食料、水及びエネルギーの安定的な供給、自然災害の発生の防止、生物の多様性の確保その他の自然環境の保全、多様な文化の継承、良好な景観の形成等の多面にわたる機能を有し、これらが發揮されることにより、国民の生活に豊かさと潤いを与え、国土の多様性を支えている。また、東京圏への人口の過度の集中により大規模な災害、感染症等による被害に関する危険の増大等の問題が深刻化している中、国土の均衡ある発展を図るために、過疎地域の担うべき役割は、一層重要なものとなっており、過疎地域ならではの特性や資源を活かした特徴ある地域づくりを進めていく必要がある。

この天草に、いつまでも住み続けたいと思う心豊かな暮らしがあり、その魅力に多くの人々が訪れてみたいと思う、そのような本市のまちづくりの基本理念を『人が輝き 活力あふれる 日本の宝島“天草”』と定め、「将来にわたって夢と希望に満ちあふれた宝の島」を創るために、本市では5つの将来像を掲げ、持続可能な地域社会の形成を図る。

◆ 豊かで活力ある産業のまち

本市の豊富な地域資源を活かし、基幹産業である農林水産業をはじめ商工業、観光業の各種産業のブランド化など価値が創り出され、幅広い労働力と誰もが安心して働くことのできる雇用の場が確保されているとともに、様々な産業振興の活動がいきいきと行われ、島内にぎわいと活力がみなぎる元気なまちを目指していく。

◆ 文化を育み人が輝くまち

歴史や伝統文化を継承して島独自の文化を大切に育みながら、本市の将来を担う子どもたちが健やかに育つ教育環境の充実とともに、市民がまちづくりの主役としてお互いの役割を理解し、地域に愛着と誇りをもち、それぞれの個性を活かしながら、市民相互の人権が尊重された社会の様々な分野で個々が輝き、活躍できるまちを目指していく。

◆ 安らぎのある快適なまち

市民の生命や財産を守るための防災対策、消防・救助・救急体制が強化され、安全な交通環境や防犯対策などの充実とともに、地域社会の中で市民がお互いに支え合う連携・協力体制が構築され、地球や本市の素晴らしい自然環境を守ることへの市民意識の高揚による循環型社会、安心・安全な住環境の中で市民が健康に暮らすことができるまちを目指していく。

◆ 未来を拓く社会基盤が充実したまち

道路や上下水道などの市民の生活基盤や公共交通、さらには情報通信網などが整備・構築され、利便性が高い魅力ある都市機能を有し、県内外の他都市との人や物、情報などの交流が盛んに行われており、交流人口の拡大などにより地域が活性化され、明るい未来が展望できる九州西岸地域の交流拠点となるまちを目指していく。

◆ 自治体経営が安定したまち

安定した財源の確保と徹底した歳出を抑制する健全な財政運営と政策、施策、事業の明確な目標設定を行い、行政評価と連動した効果的な行政運営ができておれり、行政需要に対する職員個人の業務遂行能力が向上し、市民の期待に応えられる機能的で弾力的な組織運営、市政に関して市民の提案・参画の機会が確保されるように広報・広聴活動や情報公開が進んでいるまちを目指していく。

(2) 基本方針

本計画は、過疎地域の持続的発展を図るための総合計画、地域計画としての性格を備えるものであり、国際社会全体の持続可能な開発目標（S D G s）の目指す17の目標と目指すべき方向性は同様であることから、本計画の推進を図ることでS D G sの目標達成に資するものと位置付けられる。また、過疎地域が有する機能を最大限活用し、過疎地域の持続的発展に取り組むためには、これまでの施設等の整備によるハード事業に加えて地域の実情に応じたソフト事業の充実が重要かつ不可欠である。過疎地域の持続的発展を図るために、市民と行政がお互いに問題意識を共有し、普段から相互の交流を活発にし、市民に計画の段階から参画していただき、地域のボランティア団体やN P O法人とも連携しながら、協働によるまちづくりを進めていく。

このような考えに立ち、「人が輝き 活力あふれる 日本の宝島“天草”」の理念に基づき、理想の都市像を“豊かで活力ある産業のまち”、“文化を育み人が輝くまち”、“安らぎのある快適なまち”、“未来を拓く社会基盤が充実したまち”、“自治体経営が安定したまち”とし、これを実現させるためのまちづくりの基本方針を、次に掲げる8つとする。

● 創造性豊かな産業のまちづくり



豊かな生活を送り地域活性化に欠かせない経済の振興を図るため、基幹産業として位置づける農林水産業においては、生産安定を図るための基盤整備促進、企業参入、高収益作物の導入、6次産業化による高付加価値化などに積極的に取り組み、良質でブランド価値の高い產品の生産に取り組む。

また、流通販売対策として、都市部や海外にも新たな販路を開拓する取組みを拡大し、生産者の所得向上に繋げる。

さらに、給付金等優遇措置制度の普及促進、サポート体制の構築など後継者・担い手の育成・確保対策を集中的に行い、農林水産業が持続可能な産業となるよう積極的に支援を行なながら、農漁村集落の維持・活性化に取り組む。

一方で、人口減少やグローバル化、I T技術の急速な進歩・普及が進む中、本市の経済を持続・成長させていくため、これまで展開してきた強力な経済対策を引き続き実施し、商工団体とも連携を深めながら、更なる中小企業・地場産業の振興、起業・創業の促進を図る。

雇用面では、有効求人倍率が1.0を超えたものの、求人と求職者のミスマッチにより人手不足も顕著になっている。このため働き手確保に向けた労働環境の改善に取り組む企業への支援やテレワーク等多様な働き方の推進、高齢者や子育て世代など幅広い世代・人材が活躍できる場を創造していく。併せて、市の遊休財産等の活用など企業立地の環境を整なながら、企業の誘致活動にも重点的に取り組み、多種多様な雇用環境の創出を図り、若者の定住やU J Iターンの促進、引いては人口減少抑制による地域経済の発展を目指す。

地理的要因や個性的な歴史・文化、自然環境を背景にこれまで地域循環型の経済により発展してきたが、若年層を中心市民の地元志向意識も薄れてきていることから、地産地消の再構築と地産他消の取組みを推進し、更なる地域経済の好循環に向けた取組みを進める。

● 歴史と文化の薫り高い魅力あふれる観光のまちづくり



本市には、キリスト教の伝来とともに南蛮文化が華開き、島原・天草一揆を経て天領として江戸幕府に統治されていた特異な歴史や、多彩な文化的遺産を有するほか、これまで先人達が守り伝えてきた祭り、風習、民俗芸能など特色ある文化的資源を有している。

雲仙天草国立公園に代表される豊かな自然景観や、野生のイルカを間近に見ることができるイルカウォッティング、特色ある農林水産資源を活かした食文化などの観光資源に加え、地域固有の歴史と文化を活かした観光資源の魅力の向上や、本市を周遊するための道の駅をは

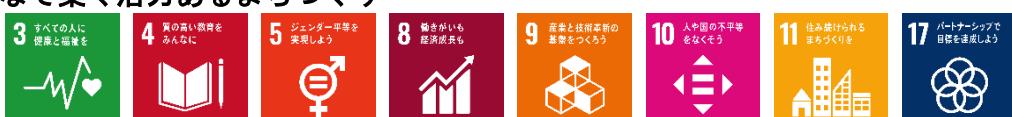
じめとする交流施設整備など「魅力づくり」に努める。

また、海外に目を向けたインバウンド（外国人観光客誘致）事業の推進や、旅行形態の変化やニーズが多様化している中、観光経営者の視点に立ち、各種データの収集・分析による戦略の策定と実行力のある組織の形成により観光を支える「仕組みづくり」を行う。これらの取組みと並行して、次世代のリーダー育成、市民意識の高揚を図るため、関連団体等と連携し観光ガイドの育成やおもてなし力の強化を行い、観光の「担い手づくり」に努める。

さらに、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産として世界文化遺産となった崎津集落や、風光明媚な島の景観と豊かな生態系の残る天草の魅力ある自然資源を最大限に活用して、戦略的に情報を発信することで天草の観光地としてのブランド力を高める。

棚底城跡などの城跡や遺跡などを含めた歴史的文化遺産、伝統文化等を大切な宝として後世に遺すため、市民の郷土に対する郷土愛やコミュニティ意識を醸成しながら、市民と行政が一体となって、これらの貴重な資源の保存・継承・活用に努め、歴史と文化の薫り高いまちづくりを目指す。

● みんなで築く活力あるまちづくり



まちづくりの基本は「人づくり」である。様々な活動を通して天草の次世代を担うリーダーの育成と住民主体のまちづくりの推進に取り組む。

また、住民の力を地域で発揮できる仕組みをつくることで、一人ひとりが輝き活動することができ、年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、誰もがお互いの存在を認め合い、一人の人間として尊重され、生き生きと暮らすことができる地域社会をみんなで築く。

そのため、市民・自治組織・企業・NPO・行政などのまちづくりの主体が、各々の得意分野や地域の特性を活かし、自助・共助・公助を基本としながら協力・連携した、協働による活力あるまちづくりを推進する。

さらに、天草の豊かな自然や魅力ある地域資源を活かし、住まい・暮らし・仕事・情報発信など多様化したニーズに対応したUJターンを促進し、地域に新たな活力を生み出す移住・定住施策に取り組む。

そして、市民が、ライフスタイルに応じて運動やスポーツに親しむことができるよう、スポーツ環境や施設の充実を図るとともに、スポーツ大会の開催や合宿誘致等を推進し、地域の活性化につなげる。また、指導者の資質の向上や、全国レベルで活躍する優れた選手を育成・支援する取組みを推進していく。

また、人口減少が進む中、地域の活力を維持・強化していくためには、多様な交通モードの連携により、地域の拠点を有機的に結ぶ持続可能な公共交通網を形成していくことが必要であり、交通不便地域対策の推進や各種交通資源の再編・有効活用、乗継利便性の向上等に取り組んでいく。

● 未来を拓く人を育むまちづくり



教育に求められるものは、人間が成長・発達し、心豊かな社会生活を営むうえで必要な能力を育成することであり、学校だけでなく、家庭や地域社会などあらゆる場や機会を通じて、生涯にわたって取り組むことが重要である。

そのため、生涯学習では、市民一人一人が生涯を通じていつでも自由に学び、自分らしく生きがいを持った暮らしができ、さらに学習や活動の成果を社会に活かすことができる機会の充実に努める。

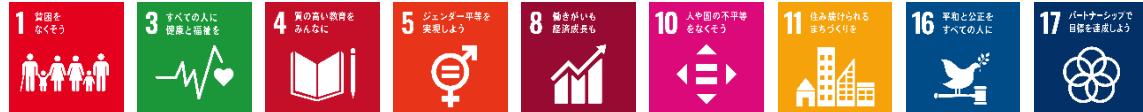
人権教育では、すべての人の人権が尊重され、自分らしく生きる社会を築くため、地域社会、家庭、学校などあらゆる場や機会を通じて、様々な問題に対する人権教育及び人権啓発

を推進する。

学校教育においては、学校、家庭、地域社会及び行政が連携・協力しながら、子どもたちが安心・安全に学習できる環境づくりを行うとともに、確かな学力と豊かな人間性を持つ次世代を育むまちづくりを進める。

また、大学等の人的・知的資源を活用し人材育成を図るほか、多様な文化が共生する社会の実現に向けて、市民の国際感覚の醸成、多様な文化や言語理解を深めるまちづくりに取り組んでいく。

● 生き生きと暮らし共に支え合うまちづくり



全ての市民が、いつまでも健康で生き生きと暮らすことができるよう、市民一人ひとりが、健康の大切さを認識し、日頃から主体的に健康づくりに取り組むよう意識啓発や環境づくりを進める。

身近な地域で医療サービスが受けられるよう、民間医療機関、医師会等の関係機関、へき地医療等を担う市立病院が連携して体制づくりを進めるとともに、医療保険、介護保険制度の安定的な運営及び医療費・介護給付費の適正化を推進する。

「地域共生社会」の実現を目指し、住民同士が生活の困りごとを「我が事」として受け止め、お互いに見守り、支え合いながら、住み慣れた地域で安心して生活できるように家庭、地域、職場、行政などが協力して支援する仕組みづくりに取り組む。また、住民が抱える多様かつ複合的な生活課題に関する相談を「丸ごと」受け止め、解決を図る体制づくりに関係機関が相互に連携して取り組む。

高齢者や障がいのある人の社会参加などを支援し、いつまでも生きがいを持って安心して暮らしていくける環境づくりを進め、妊娠婦や子育て世代のニーズに対応した子育て支援の充実を図り、地域全体で子育てを支え合う環境づくりを進める。

● 環境と共生した安心・安全なまちづくり



本市は「イルカが泳ぐ藍い海」、「ホタルが乱舞する美しい川」、「緑深い美しい山々」など豊かな自然と景観を有しており、この豊かな美しい自然に市民が誇りと愛着を持ち続け、後世に継承できるよう、環境保全活動を推進するとともに、温室効果ガス排出量を削減し、低炭素社会の実現を目指す。

また、市民が安全で快適な生活を送るため、身近な生活環境問題の改善に迅速に取り組むとともに、環境施設の適正な維持管理と施設更新を行う。さらに、ごみの減量化、資源化を推進し、循環型社会の実現を目指すとともに、市民自ら行動する環境にやさしいまちづくりに取り組んでいく。

近年頻発する自然災害については、市民の防災意識を高め、安全で安心なまちづくりを推進するため、防災訓練などを通じ、防災行政無線の効果的な運用と迅速な情報収集及びタイムリーな情報発信を行うとともに、防災技術・知識の向上への取組みを支援することで、子どもからお年寄りまで「暮らしやすさ」を実感できる災害に強い社会環境づくりに努めていく。

また、防犯に対しては、全ての市民の権利や個性が尊重され、安心して生活できる社会を実現するため、交通事故や犯罪・悪質な行為の被害を受けやすい高齢者や児童・生徒、障がいのある人等を地域全体で見守り、問題の予防・対策に努めていく。

● 暮らしやすい機能的なまちづくり



天草の豊かな自然や歴史・文化などの地域特性に配慮して公園などの都市施設を活用しつつ、土地利用の規制・誘導を的確に行いながら、良好なまちなみ景観を形成する。

また、今後、増加が見込まれる空き家や老朽危険家屋の対策を強化し、市民が安心・安全に住み続けることができる住環境の整備と上下水道等のライフラインの整備更新を行い、市民が生活しやすい環境を作る。

さらに、生活拠点間を円滑に移動できるよう、国・県道と幹線市道を含めた道路網の整備やインフラ施設の計画的な維持補修を行い、安心で安全な利用を継続させる。

併せて、本渡道路を含む熊本天草幹線道路の早期完成、長崎県・熊本県・鹿児島県を結ぶ島原天草長島連絡道路の実現に向けた活動を関係団体と一緒にやって展開しながら、高速交通体系を確立し地域間交流の充実を図る。

さらに、高度情報化社会における市民と行政との情報共有を図るために、コミュニティFM等を活用した情報発信の強化を行うとともに、地域間の通信環境の格差解消を進め、利便性が高く機能的な社会基盤づくりに取り組んでいく。

● 持続可能な行政経営ができるまちづくり



生産年齢人口の減少や高齢化率の上昇、普通交付税の合併算定替期間終了、公共施設等の老朽化などは、本市の財政や行政需要に大きく影響を与えることが予想されることから、持続可能な行財政運営を維持するため、必要な財源の確保と、選択と集中による事業の実施に引き続き取り組む。

市有財産については、真に必要な財産のみを所有することとし、保有総量の縮小、効果的かつ効率的な利用の推進、長寿命化の推進を基本に、全府的な共通認識として、市有財産の適正な管理・利活用を推進する。

また、これまで行ってきたコスト削減を継続するとともに、今後も「行政を経営する」という視点に立って、限られた経営資源（人、物、金、情報）を有効に活用し、効率的・効果的な行政サービスの提供に取り組む。

職員数が減少する中、市民ニーズや新たな行政課題に的確かつ迅速に対応するため、横断的・弾力的な連携を推進し、社会情勢に応じた効率的・効果的な組織の見直しを行っていく。

さらに、必要な行政サービスを維持するため、人員の確保及び適正な人員配置に努めるとともに、質の高い行政サービスを提供するため、ワンストップサービスによる窓口サービスの充実やICTの活用などによる業務改革・改善、専門的な能力や知識を備えた職員の育成に取り組み、職員資質の向上を図る。

多様化・複雑化する市民ニーズに対して、より質の高い行政サービスを安定して提供していくためには、行政単独の力だけでは限界がある。そのため、市民にとって必要な情報を正確に分かりやすく発信し市民と情報を共有するとともに、市民が市政に関心を持ち、積極的にまちづくりに参画できる体制づくりを推進する。

(3) 拠点とネットワークの形成方針

県内最大の面積を保有する本市における定住自立圏構想は、「拠点とネットワーク」の考え方に基づき、中心地域において圏域全体の暮らしに必要な都市機能を集約的に整備するとともに、近隣地域において必要な生活機能を確保し、豊かな自然環境の保全、一次産業などの産業資源や観光・文化資源など、地域が持つ特性を活かした役割分担や連携・協力による取組みを推進し、誰もが安心して暮らすことができ、他地域との交流や移住を促進できるような魅力あふれる圏域の形成を推進する。

5 地域の持続的発展のための基本目標

天草市の総人口	現状値 2020(R2)年度	目標値 2025(R7)年度
	75,826人 ※令和2年国勢調査速報値	72,865人 ※人口ビジョンによる目標人口

本過疎地域の持続的発展の策定にあたっては、本市の最上位計画である「第2次天草市総合計画」を基本としており、同一の方向性を目指すものであるため、総合計画の環境指標を指標として設定し、計画期間内に達成すべき目標を次のとおり設定する。

なお、総合計画の計画期間が令和4年度までとなっていることから、令和5年度以降の指標及び目標値等については、新たな総合計画（第3次天草市総合計画）に準じて改定することとする。

指 標	現状値 2020 年度 (R2)	目標値 2022 年度 (R4)	分 野
将来負担比率	25.3%	30.0%	1 基本的な事項
実質公債費比率	9.2%	6.5%	1 基本的な事項
市有財産が整理・統廃合・再配置された割合	12.8%	18.6%	1 基本的な事項
必要な行政サービスがスムーズに提供されていると感じる市民の割合	46.5%	53.2%	1 基本的な事項
移住・定住者の人数（平成20年度からの累計）	752人	970人	2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成
農家1戸当たりの農畜産物の販売高	3,250千円/年	4,472千円/年	3 産業の振興
漁家1戸当たり水産物販売高	2,031千円/年	2,500千円/年	3 産業の振興
市内に働きたい場所があると感じる市民の割合	26.0%	30.0%	3 産業の振興
意識して天草産の品物を購入（使用）している市民の割合	78.1%	85.0%	3 産業の振興
多くの来訪者（観光客等）が天草を訪れていると感じる市民の割合	49.8%	51.9%	3 産業の振興
市政をはじめ様々な情報が容易に取得できると感じる市民の割合	49.3%	51.9%	4 地域における情報化
市内外への移動がしやすいと感じる市民の割合	32.5%	40.5%	5 交通施設の整備、交通手段の確保
ごみの総排出量	25,618t	20,303t	6 生活環境の整備
災害時に助け合うことができると思う市民の割合	58.8%	70.6%	6 生活環境の整備
安心して暮らせていると感じる市民の割合	88.9%	92.8%	6 生活環境の整備 8 医療の確保 10 集落の整備

指標	現状値 2020年度 (R2)	目標値 2022年度 (R4)	分野
生活しやすい環境（住宅・水道・公園など）が整っていると感じる市民の割合	54.8%	65.3%	6 生活環境の整備
健康に暮らしていると感じる市民の割合	85.5%	87.1%	7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 8 医療の確保
日頃から地域に頼れる人（場所）がいる（ある）市民の割合	55.2%	64.0%	7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
障がい者が地域社会で生き生きと生活していると感じる市民の割合	24.0%	42.9%	7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
天草は子育てしやすい地域であると感じる市民の割合	64.1%	69.0%	7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
子どもが学校で学ぶ環境が充実していると感じる市民の割合	51.2%	52.5%	9 教育の振興
地域活動に参加したことのある市民の割合	59.4%	70.8%	9 教育の振興
性別に関係なく等しく能力を発揮する機会があると感じる市民の割合	25.1%	32.6%	9 教育の振興
ライフスタイルに応じたスポーツや運動に取り組んでいると感じる市民の割合	37.0%	48.0%	9 教育の振興
年代に応じた学習の機会があると感じる市民の割合	37.3%	46.2%	9 教育の振興
国際交流や大学等と連携した事業に参加する機会があると感じる市民の割合	9.3%	17.2%	9 教育の振興
市民と行政の協働によるまちづくりができると感じる市民の割合	35.1%	44.5%	10 集落の整備
次の世代に歴史や伝統・文化が継承されていると感じる市民の割合	33.4%	47.5%	11 地域文化の振興等
環境保全活動が活発であると感じる市民の割合	50.0%	57.9%	12 再生可能エネルギーの利用の促進

6 計画の達成状況の評価に関する事項

達成状況の評価については、「天草市総合政策審議会」において毎年実施する天草市総合計画の効果検証を本過疎地域の持続的発展計画の評価とする。

7 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とする。

8 公共施設等総合管理計画との整合

本過疎地域持続的発展計画における施設管理については、これらの基本的な考え方を踏まえるとともに、公共施設等総合管理計画との整合を図りながら進めることとする。

(1)公共施設等の在り方

市民サービスの向上と行財政改革の観点から、本市が所有する財産の有効活用、民間活力の活用及び管理経費の最小化を図るため、真に必要な財産のみを所有することとし、ファシリティマネジメントの考え方に基づいた効果的かつ効率的な管理運営を行う。

また、施設（建築物）は、いったん建築されると長期にわたり環境に影響するため、環境に配慮するとともに長期的に利用できる施設整備を推進する。

さらに、市有財産に関する利活用及び処分についての基本的な考え方及び取組の方向性を広く市民に周知することで、財産の適正な管理と公平、公正で透明性のある利活用、または処分を推進するため以下のとおり方針を定め、全庁的な共通認識のもとで、市有財産の有効な利活用を推進する。

- ①保有総量の縮小
- ②効果的かつ効率的な利用の推進
- ③長寿命化の推進

(2)施設の管理方針

①点検・診断等の実施方針

経年による劣化状況、外的負荷（気候天候、使用特性等）による状況及び管理状況を適切に把握するため、施設種別に応じて定期的な点検・診断を実施する。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

施設の安全性や施設の運営に支障をきたすことのないよう、応急保全を実施する。

実施については、できるかぎり予防保全に努めることとし、施設の利用状況や劣化状況などを踏まえて優先度をつけて実施する。

③安全確保の実施方針

定期的な点検・診断等により危険性が認められた場合には、適切な安全対策を実施する。

特に利用予定がない施設（普通財産）については、定期的に巡回を行い安全対策を実施する。

④民間活力の活用

PPP※など、民間活力の活用を検討し、機能を維持・向上させながら、改修・更新コスト及び管理運営コストの縮減を図る。

※PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）

公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームのこと。代表的なものに PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）、指定管理者制度などがある。

第2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

1 移住・定住

【今後の方針】

「天草で見つけた自分らしい暮らし “あまくさライフ”」を基本理念に、基本方針を次のとおりとし、「住まい」、「仕事」、「暮らし」、「情報」の4本の柱で支援に取り組む。

- ・移住者の受入体制の強化
- ・都市住民との交流による地域活性化
- ・空き家等の利活用の推進

(1) 現況と問題点

都市住民の田舎暮らしに対する関心は高く、移住・定住サポートセンターの設置や、移住・定住コーディネーターによるワンストップでのきめ細やかな相談体制の整備、空き家等情報バンクの登録推進、定住促進奨励金、空き家活用事業補助金の交付などに取り組み、平成20年度から令和2年度末までの実績として391世帯、752人の方が本市へ移住しており、特にここ数年は30~40代の子育て世代の移住者が増加している。

また、移住・定住希望者の移住に向けたニーズ調査や田舎暮らしをお試しできるよう、住宅として貸し出す移住促進施設の管理運営を行っている。併せて、都心部で開催される移住相談会への参加や天草暮らしセミナーの開催、天草暮らし体験ツアーなどを実施し、天草の魅力を発信している。

移住者の増加に伴い、移住希望者の住まいや就労などに対するニーズは様々で、移住相談の内容も多様化しているため、移住・定住サポートセンターの相談体制の充実が必要である。また、空き家等情報バンクについては、移住希望者に対応できる物件数としては十分ではないため、引き続き登録物件の増加を推進する必要がある。

さらに、移住後の定住に向けた支援を強化する必要がある。

(2) その対策

- 移住・定住サポートセンターにおいて、住まい・仕事・暮らし・情報発信など、多様なニーズに対応するきめ細やかな相談体制や、移住後の地域におけるサポート体制の充実を図る。
- 定住促進奨励金や空き家活用事業補助金の交付並びに、移住促進施設等の活用を図る。
- 住まい・仕事・暮らし・情報発信など関係部署と連携して移住・定住に向けた支援を行う。
- 天草の魅力を活かした市単独の天草セミナーや体験ツアーの開催及び、関係人口の創出などによる交流事業に取組む。

2 地域間交流

【今後の方針】

近年、価値観や生活様式の多様化により生活空間としての「田園や農村」の再評価や余暇活動の要求が高まっていることから、本市が有する豊かな自然や歴史、文化等を大切にしながら、その地域資源を活用し都市住民等との交流の促進を図る。

また、天草に魅力を感じ、移住する都市住民等が増えるよう移住施策の推進を図る。

(1) 現況と問題点

本市においては、豊かな自然、歴史、文化等を活用し、イベント交流や教育旅行の積極的な受け入れなどにより、交流人口の増加につながっているが、今後の多様なニーズに対応できるよう地域資源の掘り起こし、磨き上げを行う必要がある。

また、ツーリズム団体等のネットワークの充実を図るとともに、本市の豊かな地域資源を積極的にPRしていくことも重要である。

さらに、本市への移住を促進するため、都市住民等に対してホームページや移住相談会等

を活用し、空き家バンク制度や各種支援策のPRを行うとともに、受け入れ体制の充実を図る必要がある。

(2) その対策

- 本市が有する自然、文化、歴史、景観等の優れた地域資源を活かして、都市部との人・文化・情報等の交流を促進し地域の活性化を図る。
- 都市部における移住相談会等への参加や、定住奨励金等の補助制度による移住者への支援により、本市への移住定住を促進する。併せて、空き家等の登録推進を図る。
- 市内各地域の個性に応じた地域づくりを推進しながら、それら地域の交流や融和を図ることにより相互に連携した取り組みを進める。

3 人材育成

【今後の方針】

若者世代のUターンの強化及びJターンや地元定着を促進するとともに、未来を支える人材を育成する。

(1) 現況と問題点

平成27年度から全国的に東京圏への人口集中の是正など地方創生の取組を進めているが、コロナ禍により地方への転出者は増加傾向にあるものの依然として東京圏の人口集中は解消されていない。本市においても若年者の減少は顕著であり、産業の担い手不足、後継者不足等による地域活力の低下が懸念される。

(2) その対策

- 市外の大学・企業等への進学・卒業後、また地元高校卒業後において、地元企業等への就職を促進するため、魅力ある雇用の場・学びの場をつくり、「帰ってきたい」若者の希望に応えるUターンにつなげる対策を構築・強化する。
- UJターン者に「選ばれる事業所」を創出するため、雇用環境の整備や、地場企業の情報発信力の強化、求職者とのマッチング機会を創出する。
- 奨学金等を活用した若者の地元定着に向けた取り組みを推進し、地域の将来を支える人材を確保する。
- 高校生など若い世代のうちから「まちづくり」や「天草の産業」そして「天草の自然」などをテーマにした人材育成を図る。

4 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
		地域おこし協力隊活動推進事業	天草市	
		ふるさと天草元気プロジェクト事業	天草市	
		空き家等利活用推進モデル事業	天草市	
		移住・定住促進対策事業	天草市	
		天草宝島人材育成事業	天草市	
		天草未来人材育成・就職促進事業	天草市	
		グローバル人材育成事業	天草市	
		未来の大人応援プロジェクト事業	天草市	

5 公共施設等総合管理計画等との整合

平成 28 年 7 月に策定(令和 3 年 1 月改訂)した「天草市公共施設等総合管理計画」の公共施設等の管理に関する基本的な考え方に基づき、保有総量の縮小・効果的かつ効率的な利用の推進・長寿命化の推進を進めるとともに、適切な管理運営を行い本市の持続的発展に努める。

第3 産業の振興

1 農業

【今後の方針】

農業振興政策により目指す将来の本市農業、農村の姿を次の4つとおり描き、その実現のため各種施策を実施していく。

① 農業の担い手・後継者により活力ある地域農業が行われている。

中核となる認定農業者を始め、集落営農や農業生産法人が、集積された優良農地で、需要の高い野菜や果樹が栽培され、生産性の高い土地利用型農業や高付加価値の施設園芸農業が進められている。高齢農家や後継者不在農家、あるいはJA等が運営する研修ハウスにおいては、UターンやIターンの農業研修生が次々と学び、独り立ちし、あるいは後継者として園地を引き継いでいる。また、農業参入した企業により、次世代型高生産性施設園芸が展開され、農業分野における雇用創出が生み出されている。

② 農業生産基盤の整備が進み、農業経営の安定並びに優良農地の保全が図られている。

基盤整備として、県営による中山間地のほ場整備事業や、農地中間管理事業による排水不良改善、区画拡大のための畔撤去など簡易基盤整備が行われ、優良農地として担い手農家に集積され省力化、作業性の向上が図られ、水田の畑地化が進んでいる。また、国補助による農業機械導入や施設整備により、農業経営の安定が図られ、規模拡大や法人化を目指す認定農業者が増えている。

③ 農地の維持管理及び耕作放棄地の防止が図られ、農村環境が保全されている。

集落単位で結んだ協定のもと、耕作放棄地とならないよう農地や用排水路の維持活動が集落構成員全員の共同作業で実施されている。また、沿道添いに植えられた景観作物や除草の行き届いた畦畔、農道、周辺林地などの農村環境が、訪れる人たちを癒し、地域イメージの向上に大きく貢献している。

④ 消費者に喜ばれる農産物の生産が進み、産地ブランド化がなされている。

温暖な気候を活かしながら、風雨の影響を調節できるハウス化が進み、柑橘をはじめ高品質な作物を安定的に生産する体制が整備されている。環境に配慮した有機や減農薬栽培への取組みも各地区で盛んに行われ、消費者から信頼される安心安全な農産物づくりが進んでいる。さらに、地元直売所をはじめ都市圏への直販体制が整い、小口需要の販路開拓が進み、農家の手取り収入が増加している。

(1) 現況と問題点

本市農業は、古くから市の基幹産業として展開されており、全国的な早場米産地としての早期水稻や、温暖な気候と南向きの斜面を活かした温州みかん、不知火（デコポン）、ポンカンや、晩柑等の柑橘類、ミニトマト、キュウリ、イチゴ、花卉などの施設園芸、天草黒牛、養豚、天草大王といった畜産など多岐にわたり営まれている。

しかし、経営規模が小さく、少量多品種の栽培形態であることや、中山間地域、大消費地から遠隔地であるが故の栽培コスト高、流通経費高などから、価格競争には不利な状況にある。また、施設化の遅れにより風雨など気象の影響を受けやすく、品質のばらつきや、生産量が不安定なため、産地ブランド化が遅れ結果的に產品の価格低迷につながり、農家所得が上がりにくい状況にある。

このようなことから、後継者・新規就農者が少なく、農業従事者の高齢化が進み、農業生産力の減退、また耕作放棄地・鳥獣被害の増加などが懸念されている。さらに農業従事者の高齢化は集落機能を維持することが困難な状況を招く大きな要因になりつつある。また、近年消費者の食に対する「安心・安全」や「品質」に対する意識が高まり、これに呼応する栽培技術が求められてきている。

農家数は減少の一途を辿っており、平成7年から平成27年の20年間で63.9%に激減しており、基幹的農業従事者、特に若い年齢層が減少している。また、農業従事者の減少に伴い、耕地面積も平成7年から平成27年の20年間で53.7%に低下しており、条件の悪い農地が耕作放棄される傾向が続いている。これにより洪水調節機能や地下水湛水機能など農地の持つ

多面的機能の低下が危惧されている。

経営耕地の規模については、耕地 1.0ha 未満の農家数が全体の 68.7% を占めており、今後高齢・零細農家の離農により、一気に耕作放棄地が現出する懸念がある。3.0ha 以上の農家数は、平成 7 年に比べ、平成 27 年は 143.4%、43 戸の増となっており、集積・集団化取組みの成果が徐々にでてきている。

このような現状に対して、1 農業担い手、後継者の確保・育成を図ること、2 農業生産基盤の整備や、農業経営の安定並びに優良農地の保全策を講じること、3 農地の維持管理及び耕作放棄地の防止と、農村環境の保全を図ること、4 消費者に喜ばれる農産物の生産、産地ブランド化を推進すること、が主要な課題となっている。

農家数の推移

区分	総農家数 (戸)	専業農家		第 1 種兼業農家		第 2 種兼業農家	
		戸数 (戸)	割合 (%)	戸数 (戸)	割合 (%)	戸数 (戸)	割合 (%)
昭和 55 年	12,006	2,150	17.9	2,345	19.5	7,511	62.6
昭和 60 年	10,822	2,134	19.7	1,943	18.0	6,745	62.3
平成 2 年	8,549	1,721	20.1	1,196	14.0	5,632	65.9
平成 7 年	7,395	1,582	21.4	947	12.8	4,866	65.8
平成 12 年	6,596	966	22.9	528	12.5	2,727	64.6
平成 17 年	5,881	941	28.3	443	13.3	1,946	58.4
平成 22 年	5,408	1,056	37.9	280	10.1	1,447	52.0
平成 27 年	4,730	979	40.7	217	9.0	1,212	50.3

※平成 12 年以降の専業・兼業農家の分類は、販売農家のみ対象のため総農家数と一致しない。(資料 : 農業センサス)

経営耕地面積の推移

	耕地総面積 (ha)	田		畠		樹園地	
		(ha)	割合 (%)	(ha)	割合 (%)	(ha)	割合 (%)
昭和 55 年	7,544	3,807	50.5	1,221	16.2	2,516	33.3
昭和 60 年	6,760	3,474	51.4	1,144	16.9	2,142	31.7
平成 2 年	5,489	3,145	57.3	820	14.9	1,524	27.8
平成 7 年	4,732	2,808	59.3	647	13.7	1,277	27.0
平成 12 年	4,050	2,491	61.5	520	12.8	1,039	25.7
平成 17 年	3,154	1,964	62.3	394	12.5	796	25.2
平成 22 年	2,960	1,873	63.3	386	13.0	701	23.7
平成 27 年	2,545	1,588	62.4	331	13.0	626	24.6

(資料 : 農業センサス)

経営耕地規模別農家数の推移

区分	総農家数 (販売農家 数) (戸)	0.5ha 未満 (戸)	0.5ha～ 1.0ha (戸)	1.0ha～ 2.0ha (戸)	2.0ha～ 3.0ha (戸)	3.0ha 以上 (戸)
		(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)
昭和 55 年	12,006	6,110	3,607	1,915	294	80

昭和 60 年	10,822	5,753	3,088	1,576	310	95
平成 2 年	8,549	4,400	2,644	1,143	290	72
平成 7 年	7,395	4,041	2,104	922	229	99
平成 12 年	4,221	1,501	1,690	725	202	103
平成 17 年	3,330	1,152	1,277	600	192	109
平成 22 年	2,783	840	1,101	546	170	126
平成 27 年	2,408	746	909	458	153	142

※平成 12 年以降は、販売農家のみ対象のため「農家数の推移表」の総農家数と一致しない。

(資料：農業センサス)

(2) その対策

① 農業担い手、後継者の確保・育成による活力ある地域農業の推進

農業担い手、後継者確保育成対策として、農業次世代人材投資事業、担い手育成支援事業等を活用し、JA等関係機関で設立した天草市新規就農サポートセンターが、農業研修開始から就農後の一定期間まで、幅広く、きめ細かなサポートを行う。後継不在農家には就農希望者とのマッチング活動を行い、スムーズな経営移譲につなぎ、JAが運営する研修ハウスでは、意欲ある市外新規就農希望者を受け入れ、研修、独立へと導く。また、地域と一体となって実質的な「人・農地プラン策定」を推進し、中心経営体への農地の集約や集落営農の法人化を進め、継続可能な地域農業を推進していく。

また、企業による農業参入を支援し、次世代型高生産性施設園芸の展開により、農業分野における雇用の創出を生み出す。

② 農業基盤整備の強化、農業経営の安定並びに優良農地の保全

県営による中山間地域の農地基盤整備事業により効率性、作業性の向上を図るほか、農地中間管理事業により整備済み区域農地の排水対策や、区画拡大のための畔撤去などの簡易基盤整備を講じ、高付加価値作物の導入、水田の畑地化や樹園地の基盤整備を進めていく。また、既存農業施設の老朽化等の機能診断を実施し、診断結果に基づき計画的な補強・長寿命化を推進する。

地域担い手の経営安定のため、経営体育成支援事業など国補助を活用し、農業機械導入、施設化への支援を行う。また、自然災害等による損失補てんのための果樹や園芸ハウスの共済掛金の補助事業を実施していく。さらに、農地中間管理事業により地域担い手への農地集積を加速させ、規模拡大と生産性向上、法人化を促す。

③ 農地の維持管理及び耕作放棄地の防止と、農村環境の保全

法制化された日本型直接支払制度としての、中山間地域等直接支払推進事業及び多面的機能支払交付金事業を活用し、協定に基づく集落構成員全員での農地保全活動を支え、耕作放棄地化の防止、遊休農地の有効活用を図っていく。併せて、景観作物の植栽や畦畔、農道、周辺林地の除草活動支援により、農村環境の維持保全に努める。

さらに有害鳥獣被害から農地を守るため、技術研修会等を実施し、集落全体の防護柵の設置等地域ぐるみでの取り組みを助長する。

④ 消費者に喜ばれる農産物の生産、産地ブランド化の推進

消費者が求める「安心・安全」「高品質」な農畜産物の生産性向上を図るため、風雨等に影響されないハウス化を進め、農畜産物のブランド化や、天草黒牛や天草大王の畜産クラスター関連事業への補助やTMR（混合飼料）等自給飼料による飼養など、高品質農畜産物の安定的生産体制を整備していく。

また、農業者の高齢化、後継者不足が深刻なことから、高齢者でも長く営農活動が続けられるよう、「共同化・作業委託・省力化」による営農コストを削減するスマート農業を推進していく。

さらに、環境保全型農業直接支払対策事業や地下水と土を育む農業育成事業などを活用し、有機、減農薬栽培を志向する農家グループを支援していく。

地産地消を推進する方策としては、生産者と消費者の結びつきを強化し、とれたて市場をはじめとした地元直売所への支援による地域内自給率の向上や、天草物産公社と連携した都市圏への直販体制の整備による小口需要の開拓により、農家手取り収入の増加、天草産農畜産物のイメージ向上に努めていく。

2 林業

【今後の方針】

適切な森林整備と林業生産性の向上に向けて、植栽・下刈・間伐等の造林事業を推進し、優良材の育成と低コスト化を目指す。また、持続可能な森林の管理・経営を確保するために森林経営管理制度を積極的に推進するとともに、天草産材の需要拡大と人材育成・担い手の確保を図り、ひいては地域産業の活性化に努める。

(1) 現況と問題点

本市の森林面積は平成31年4月現在、462km²で総面積の67%を占めており、その98%が民有林である。また、その内訳はスギやヒノキ等の人工林が43%、広葉樹等の天然林が54%、その他の森林が3%で、人工林率は熊本県全体平均の60%を下回っている。

近年の木材価格の低迷や林業経費の上昇、高齢化による林家の減少などの影響により、林業生産活動が低迷しており、森林経営が放棄されている。また木造住宅の新築、増改築においては天草産材以外の安価な木材の使用が多く、市民や関連業者に対する天草産材の品質の良さや支援制度のPR不足から、天草産材の需要が伸びていない。

(2) その対策

- 森林経営計画の策定を推進し、良質な木材・森林を作るために欠かせない間伐や枝打ちなど、計画に基づいた効率的な森林施業を行い、優良な天草産材の育成を目指す。また、林業の現場における省力化、並びに生産性の向上を図るための新たな技術の導入や普及を推進する。
- 林業担い手の高齢化や新規参入者の減少等により担い手が不足していることから、新たな林業担い手を支援し、後継者の育成を目指す。
- 林業関連団体などと連携し、天草産材の安定した供給体制の構築を進める。また間伐材を利用した製品の開発や販売を支援するとともに、幼少期から自然木に触れる木育を推奨し、天草産材を率先して使っていただけるよう広くPRする。
- 天草産材を使用する住宅の新築、増改築等に対する支援制度を通じて、天草産材の品質の良さと知名度を高め、天草産材の需要拡大を図る。さらに、公共事業等における天草産材の利用を推進し、地域経済の活性化を図り、木材関連業、建築関連業の雇用促進を目指す。

3 水産業

【今後の方針】

漁船漁業においては、水産資源の持続的な生産を確保するため、種苗の放流、藻場の造成、産卵床の設置などによる生産性の向上に繋げる取り組みを推進するとともに、漁家経営の安定化に向けた複合型漁業の推進、ICTを活用した操業の効率化や販売力の強化に取組む。

魚類養殖漁業においては、経営の安定と収益の拡大を図るため、継続して赤潮や魚病による被害の軽減対策、漁場環境の保全、養殖共済等の加入促進、消費や販路拡大に取組む。

また、学校給食への水産物の食材提供や出前授業の実施、お魚レシピの配布等魚食普及に努めることで、水産物の地産地消と消費拡大に繋げる。

さらに、将来に渡り漁業活動や漁村の役割を維持するため、漁協等関係機関と連携して新規就業者の確保や地域を支える意欲ある担い手の育成に取り組む。

漁港整備事業については、利用者の安全かつ省労力化を図っていくため、各漁港の漁業生産活動の現状に合った工法、構造等の導入を推進し、防護機能及び水産業、漁村の多目的機能を維持できる施設整備を計画的に実施する。

また、小規模漁港の機能保全計画の策定を実施するとともに、策定済みの機能保全計画、

長寿命化計画に基づき、計画的に対策工事を実施して行く。さらに、漁業集落の生活環境整備を図るための施設整備等を実施する。

(1) 現況と問題点

本市は周囲を東シナ海、八代海、有明海という水産資源豊かな好漁場に囲まれ、古くから漁船漁業を中心に水産業が営まれてきた。特に、牛深地域は県内最大規模の漁港である牛深漁港を有し、九州屈指の漁業基地として栄えてきた。

これまで、獲る漁業を主体として漁船装備の近代化や漁具の改良が進められてきたことにより漁獲能力は向上し漁獲量も増大してきたが、近年は資源減少による慢性的な漁獲量の減少に加えて魚価の低迷が続いていることにより、さらに燃油の高騰により漁業経営も苦しくなる等、漁船漁業の活力が低迷している。

漁業就業者数においては、ここ 20 年で 54% が減少しており、高齢化と後継者不足も相まって、漁村集落は急激に活力が失われている。

漁場においても、海水温上昇などの環境の変化の影響により魚種、漁期に変化が見られるとともに、磯焼け・サンゴ化が進行し、産卵や稚魚の育成の場となる藻場が減少していることから、水産資源への影響も出ており、継続して放流事業、藻場・干潟の保全及び再生に取り組み、水産資源の維持・回復を図る必要がある。

また、水産物の消費、魚価についても、全般的に低迷が続いているうえに今般の新型コロナウイルス感染拡大の影響により、消費の冷え込みは加速化している状況にある。さらに、魚離れも進んでいることから、漁業協同組合等と連携して、消費者ニーズにマッチした、加工品の開発やブランド化等の取り組みを進め消費拡大・魚価向上を図っていく必要がある。

養殖漁業の振興にあたっては、燃油の高騰、価格低迷や餌料高騰により厳しい経営状況にあり、併せて、複雑化する魚病や多発する赤潮被害により、養殖漁業は厳しさを増しており、経営の安定を図るうえでこれらの対策に継続して取り組むとともに、融資制度の弾力的な運用、共済事業の推進等による救援策が求められている。

漁港整備については、経年劣化に伴う施設の老朽化や係留施設（浮体式係船岸）の未整備等により、漁業生産活動及び背後地の防護機能や安全性の確保に支障を來しており、計画的な整備・改修が必要となっている。

また、住宅の密集、路地が入り込んだ漁村も多く、防災や生活環境の改善、向上の観点から漁村集落を活かした環境整備を進めていく必要がある。

漁業経営体、漁獲物販売金額の推移

	経営体数	漁獲物販売金額 (万円)	1 経営体平均漁獲物販売金額 (万円)
昭和 58 年	2,583	2,650,779	1,026
昭和 63 年	2,411	2,995,138	1,242
平成 5 年	2,200	4,372,731	1,988
平成 10 年	1,897	3,894,821	2,053
平成 15 年	1,550	2,059,582	1,329
平成 20 年	1,379	—	—
平成 25 年	1,230	—	—
平成 30 年	1,042	—	—

※漁獲物販売金額、1 経営体平均漁獲物販売金額欄については平成 20 年調査より対象外

(資料：漁業センサス)

(2) その対策

○水産資源の維持・増大と漁場環境の向上を図るため、藻場・干潟の保全及び再生に取り組むとともに、漁業協同組合と連携して効果的な種苗放流に取り組む等、資源管理型漁業の確立を目指すほか、新たな養殖等の試みを支援する等、海面養殖業の充実を図る。

- 流通経路の見直しやネット販売等新たな販路開拓の支援や消費者ニーズにマッチした加工品の開発やブランド化の推進など付加価値の向上を目指す。
- 水産物の地産地消と消費拡大を図るため、学校給食への水産物の食材提供や魚食教育、お魚レシピの配布、産地からの情報発信等魚食普及活動に努める。
- 無給餌養殖や加工及び観光事業などを取り入れた複合型漁船漁業の経営を推進する。
- 魚病や赤潮による被害軽減対策や餌料高騰対策に取組み養殖漁業の経営安定化を図る。
- 漁業共済の加入促進や経営資金の借入の際の利子補給や保証料助成等、経営安定のための対策を行う。
- 新規就業者確保のため、熊本県や漁業協同組合等と連携し後継者育成の支援体制を継続する。
- 豊かで活力ある漁村の形成を目指し、漁港機能の増進と漁業集落における生活環境の改善を図るため、外郭施設の整備や係留施設の拡充、作業用地の確保、緑地広場の整備等漁港及び周辺集落における整備を行う。
- 小規模漁港の機能保全計画の策定及び策定済みの機能保全計画及び長寿命化計画に基づき、漁港漁場施設及び海岸保全施設の計画的な対策工事を行い施設の延命化を図る。

4 商工業

【今後の方針】

市場や消費者ニーズを捉えた天草産品の価値を見出し、その価値を高めることによる売れる商品づくりを支援する。また、人が集う情報交換の場として地域連帯意識の育成に寄与してきた商店としての機能を高めた商店街の振興を図る。これらの取り組みは、商工会議所・商工会等関係機関と連携して行う。

(1) 現況と問題点

本市の商工業者のほとんどが中小企業であり、経済のグローバル化や長引く国内経済の停滞により、その経営は極めて深刻な状況が続いている。中でも商業は、商圏人口の減少に加え、郊外型の大型店の台頭や後継者問題などにより、既存の商店街や地元店舗は衰退の一途をたどっており、閉店による空き店舗も増えているが、核となる商工会議所や商工会の会員については、起業や創業・事業の持続可能な経営に商工団体・アマビズ・地場銀行・行政が一体となって取り組んだ効果もあり、廃業・脱会者が新規加入者を上回る状況が毎年続いているが、増加傾向に転じている。

このような状況の下、既存商店街や地元店舗などの小売機能が低下し、商いの場としても、市民が集う交流の場としても活気を失っており、両面からの商業活性化が求められている。また、身近な店舗の閉店などにより、日用品の買い物に不便を感じている買い物弱者対策も必要となっている。

また、商工会議所と商工会は、商工業者の経営指導や商店街活性化のために欠かせない組織であり、厳しい経済情勢のなか、中小企業の経営安定を図るために、これらの組織と連携して商工業者への支援が求められている。

(2) その対策

○賑やかな商店街づくり

消費者の地元消費を促していくため、商工会議所や商工会、商店街の組合等と連携して、空き店舗対策やイベント等を実施するなど、商店街に集客するための事業を展開する。また、過疎化等により商店等が閉鎖した買い物困難地域での、コミュニティショップの可能性について調査・研究を行う。

○売れる商品づくりを支援

消費者のニーズを重視するマーケットインの視点による商品づくりを推進し、天草の農林水産物を活用（加工）して作りだされた既存の商品のブラッシュアップを図る。また、特産品については、地域団体商標登録等を行うことにより、ブランド化を図っていく。

○天草陶磁器の産地化を推進

国の伝統的工芸品として指定されている天草陶磁器の伝統加工技術を活かし、天草の伝統産業として振興を図っていくとともに、天草陶磁器の産地化を推進していく。また、新規窯元の育成支援や天草陶磁器を広くPRするなど、産地化に向けた支援を行う。

5 中小企業・起業家支援

【今後の方針】

企業誘致が見込めない中、1社100人の企業誘致から地元中小企業100社100人の雇用を目指し、実行性のある中小企業者支援、起業家支援を重点的に行う。また、生産から加工・流通・販売までを天草内で完結させる6次産業化を積極的に推進し、他地域との差別化、天草ブランドの浸透など、産地間競争に勝る取り組みを行う。

(1) 現況と問題点

事業所・企業統計調査によると、市内の事業所数は平成24年度に5,111事業所あったが、同28年度には4,813事業所となり、298の事業所が減少しており、従業員数も778人減少している。天草管内の求人倍率は、依然として県平均の求人倍率を下回っている状況にあり、中小企業等の振興による雇用の拡大が急務となっている。また、地元中小企業での雇用が少ないことから、新規学卒者は毎年70%以上が市外に就職しており、本市の人口減少に一層拍車をかけているという現状につながっている。

雇用の場の確保対策として、これまでの企業誘致から、地元中小企業振興による雇用施策へと大きく転換することが求められている。また、1次産業の後継者づくりが喫緊の課題となっているが、これからは2次産業や3次産業の小規模な事業所における後継者不足も顕著となってくることが予想され、産業全般における後継者対策が急務となっている。さらに、中小企業の経営の安定化と売り上げの拡大による雇用の確保を図るために、商工会議所や商工会、金融機関等と連携を図り、総合的な支援を行っていく必要がある。

(2) その対策

○中小企業者・起業家の支援による雇用の拡大

各産業支援機関が連携し設置した「天草市起業創業・中小企業支援センター」を中心に、新たな就業の場となる起業創業の支援や、既存の中小企業に対する実効性のある支援を行う。また、小規模事業所等を誘致する取り組みや、都市部の企業等の人材や高度なノウハウ、知識などを活用した中小企業の振興を図るため、人材誘致にも取り組む。

○6次産業化に取り組む人を強力支援

6次産業化による産業振興が大きな経済振興に結びつくことから、6次産業化に取り組む人への徹底的な支援を行うとともに、関係団体と連携した支援体制を整える。また、加エグループ等の小規模な事業者の6次産業化による更なる商品開発と販売の強化を支援しながら、その取り組みを促す。

○もうかる産業づくりをめざした戦略的な販売

生産し、または加工した商品をいかに売るか（販売するか）について、都市部等の企業のノウハウや知識などを活用し、さまざまな手法による販路拡大に向けた取り組みを推進する。

また、販売戦略の確立と販売のための安定供給体制を早期に確立させる。

6 観光

【今後の方針】

国立公園に代表される自然景観や化石などの自然资源、イルカウォッティング等のマリンレジャー、地域固有の歴史や文化、農林水産資源を活かした食文化などの「魅力づくり」を継続的に進め、道の駅などの観光拠点を核に周遊、滞在型の観光まちづくりに取り組む。

また、経営的な視点で各種データの収集、分析による戦略策定と実行力のある体制により観光振興を支える「仕組みづくり」、観光まちづくりに対する市民意識の向上、次世代のリ－

ダ－育成などの「担い手づくり」に取り組む。

加えて、道の駅などの観光拠点施設の整備・改修により魅力の向上と積極的な情報の発信を行い、周遊を促進することで滞在時間の延長、宿泊の増加につなげ、観光産業の活性化を図る。

(1) 現況と問題点

本市は、雲仙天草国立公園にも指定されている自然景観をはじめ、イルカウォッチングや化石採集等の体験、キリシタン文化や新鮮な農林水産物など、多彩な観光資源に恵まれているものの、旅行形態の変化やニーズの多様化、地域間競争の激しさが増す中で、平成29年の観光入込客数は約270万人となっており、そのうち、平成31(令和元)年の宿泊者数は約28万人と横ばいの傾向にある。

一方で、観光客受入体制については、道の駅構想を見据えた観光拠点施設の整備は進んでいるが、指定管理施設等築20年以上が経過する観光拠点施設も多く、老朽化に伴う大規模改修や集客力強化のための魅力向上の取り組みが必要である。

旅行形態の変化やニーズの多様化、地域間競争の激しさが増す中で、「観光地経営」の視点に立ち、多様な関係者の合意形成、体系的なデータ収集・分析に基づいた実効性の高い戦略を策定し、実行力のある組織による誘客、観光振興を図る必要性が高まっている。

人口の減少や少子高齢化、行政のスリム化が進む中で、継続性の高い観光振興を図るためにには、観光による地域振興に対する住民の理解を深めることが必要である。そのために、観光事業者のリーダー育成をはじめ、住民の地域に対する愛着や誇りを醸成し、継続性の高い観光によるまちづくりを図る必要がある。

整備後20年以上が経過する施設において、耐用年数を超過した設備の修繕案件が増加する中、施設の老朽化に伴う魅力低下や、人口減少による利用者数の減少が危惧されることから、施設の大規模改修を計画するとともに、利用頻度が低い施設の廃止も同時に検討するなど計画的な施設整備が求められている。

併せて、指定管理料が増加している指定管理施設においては、経営的視点に立った改善を行うとともに、利用料金や開館時間の見直しを行うなど経費削減に向けた抜本的な取り組みが求められている。

観光客数の推移

(単位：千人)

		平成14年	平成17年	平成20年	平成23年	平成26年
熊本県全体	日帰り客	55,146	54,772	51,314	51,469	52,064
	宿泊客	6,947	6,425	6,801	6,592	6,924
	総数	62,093	61,197	58,115	58,061	58,989
天草地域	日帰り客	3,916	3,495	3,361	3,790	3,898
	宿泊客	717	632	526	525	520
	総数	4,633	4,127	3,887	4,315	4,418

		平成29年	令和元年
熊本県全体	日帰り客	44,945	-
	宿泊客	7,241	7,633
	総数	52,186	48,893
天草地域	日帰り客	3,924	-
	宿泊客	513	589
	総数	4,438	3,892

(資料：熊本県統計要覧)

(2) その対策

○地域資源を活かし、周遊・滞在・交流型観光につなげる「魅力づくり」

平成30年に崎津集落が世界文化遺産に登録されたが、一時的なブームで終わることがないよう、マーケティングに基づいた地域内に存在する多様な観光資源の掘り起こし及び、地域が持つ天草そのものの魅力向上を図る。また、関係自治体・観光推進協議会と連携した広域周遊ルートや市内周遊ルートの提案、インバウンド誘客、教育旅行や大会・合宿誘致活動、マリンレジャーをはじめとした体験プラン等の情報発信など、選ばれる観光地域を目指した継続的な誘客活動に取り組む。

地域資源の磨き上げについては、世界文化遺産・崎津集落の更なる魅力向上やイルカウォッチング、アクティビティや体験プラン等による誘客とリピーターの増加を推進する。

広域観光の推進については、天草地域観光推進協議会や周辺地域と連携し、本市への誘客を促進する。

受入体制の整備として、公共交通機関を利用した各種ルートの構築検討や各種大会・教育旅行・インバウンド（外国人観光客）等の誘致に伴う受入体制の整備を図る。

○観光を支える組織、戦略的な情報発信の「仕組みづくり」

持続可能な地域づくりを推進するため、地域の稼ぐ力を引き出し、地域に対する誇りや愛着を醸成する「観光地域経営」の視点に立ち、多様な関係者の合意形成、各種データの収集・分析による戦略の策定と実行力のある組織により観光振興を図る。

また、観光客のニーズの多様化等により、従来のマスメディアを中心とした手法だけでは消費者に情報が届きにくくなっているため、来訪者データ等を効果的かつ継続的に収集し、分析に基づいた手法により効果的に情報を発信する。

観光地域経営を担う仕組みづくりとして、（仮称）まちづくりバンクの構築や観光地域経営のための財源確保に向けた検討を行う。

各種データの収集等と情報発信については、各種データの分析を行い、データに基づく戦略立案やWEB・SNS等を活用した効果的な情報発信を行う。

○永続的な観光振興のための「担い手づくり」

人口の減少や少子高齢化、行政のスリム化が進む中で、継続性の高い観光振興を図るためにには、人材の育成や自律的かつ持続的に進んでいく環境整備が必要である。

次世代リーダーの育成や観光に対する市民意識の高揚を図るため、関連団体等と連携した観光ガイド等の育成や講座・研修の実施、住民向けの観光情報を発信するとともに、来訪者の満足度向上のためにもおもてなし力の強化を図る。

○観光拠点施設の整備

既存の道の駅3カ所（有明、うしづか海彩館、崎津）に加え、新たに道の駅として整備した天草市イルカセンター（令和元年6月）及び宮地岳かかしの里（令和3年3月）を拠点とした島内周遊性の向上を図る。

○既存施設の活用

既存の観光施設において、老朽化等により集客が見込まれない施設は、地域の意見を聞きながら、廃止や統合、規模縮小などの方向性を判断する。一方で集客が見込まれる施設においては、施設改修に加え、公衆無線LAN環境やEV急速充電器の整備など機能充実を図る。また観光トイレについては、路線ごとにトイレ整備計画を策定し、将来の利用予測に基づいた整備を行う。観光地への円滑な誘導を図るため、観光看板についても観光情報を的確に伝える案内看板であるかなど検討を行うとともに、今後増加が見込まれる外国

人観光客に対し、施設表記及び観光サインの多言語化を図る。

7 港 湾

【今後の方針】

本市は周囲を海で囲まれているので、海の玄関口である港の機能充実を図り、交流拠点としての港を活かした地域活性化を図っていく。

(1) 現況と問題点

本市には主要な港湾である本渡港、鬼池港及び牛深港をはじめ多くの港湾があり、人的交流や物流の拠点として重要な役割を果たしてきた。しかし、近年、旅客利用者や貨物取扱量などが減少し港の賑わいが失われている。海上交通の拠点としての機能充実や港を活かした地域活性化を推進するため、それぞれの施設の長寿命計画等を策定し、適正な維持管理と有効利用を図る必要がある。

(2) その対策

○港を核としたまちづくりや港湾整備による港湾機能の充実、環境保全などを推進し、産業の活性化や交流拠点としての整備を行う。

8 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備			
	農業	県営水利施設整備事業 県営農地海岸保全施設整備事業 県営土地改良事業 土地改良施設維持管理適正化事業 農業水路等長寿命化・防災減災事業	熊本県 熊本県 熊本県 天草市・土地改良区 天草市	
	林業	森林整備地域活動支援交付金事業 間伐等森林整備支援事業 熊本県森林・山村多面的機能発揮対策事業 新たな森林管理推進事業 単県治山事業 単県森林病害虫防除事業 森林環境保全整備事業	天草市 天草市 熊本県 天草市 天草市 熊本県 天草市	
	(2) 漁港施設	漁村再生交付金事業（牛深地区緑地広場整備事業） 水產生産基盤整備事業（水産基盤整備事業） 単独漁港整備事業 県営漁港整備事業負担金 水産物供給基盤機能保全事業（水産基盤整備事業）	天草市 天草市 天草市 熊本県 天草市	
	(3) 経営近代化施設			
	農業	園芸施設整備支援事業 農業地域整備促進事業 産地生産基盤パワーアップ事業 農業施設整備原材料支給事業	農業者等 天草市 農業者団体等 受益者	
	水産業	水産業共同利用施設整備事業 水産資源回復・基盤整備事業	漁協等 天草市	
	(9) 観光又はレクリエーション	観光施設整備事業	天草市	
	(11) その他	港湾施設維持補修事業 港湾施設改修事業 海岸堤防老朽化対策事業（交付金） 県営港湾事業負担金	天草市 天草市 天草市 熊本県	

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的 発展特別事業分	強い農業・担い手づくり総合支援事業	天草市	
		担い手育成支援事業	協議会	
		物産地域イベント支援事業	天草市	
		地産地消体験活動推進事業	小中学校等	
		くまもと土地利用型農業競争力強化支援事業	地域営農組織等	
		人・農地問題解決加速化支援事業	天草市	
		農業制度資金利子補給事業	農業振興課	
		経営所得安定対策等推進事業	協議会	
		新規就農者支援事業	天草市	
		農業関係団体育成支援事業	天草市	
		集落営農法人経営安定化支援事業	天草市	
		畜産振興対策事業	農業組合等	
		市民農園事業	天草市	
		農業用廃プラスチック類処理対策事業	農業協同組合	
		中山間地域等直接支払事業	農業者等	
		多面的機能支払事業	農業者等	
		中山間農業モデル地区支援事業	農業者等	
		耕作放棄地解消事業	農業者等	
		放牧推進事業	畜産農家等	
		園芸作物振興対策事業	農業者等	
		園芸共済振興対策事業	農業共済組合	
		畜産環境対策推進事業	営農団体等	
		水田経営安定対策事業	農業組合等	
		園芸作物生産組織育成支援事業	園芸作物生産組合等	
		特別導入型家畜導入基金事業	農業者団体等	
		農業生産組織育成支援事業	農業者等	
		環境保全型農業直接支払事業	農業者等	
		家畜伝染病対策事業	天草畜協等	
		天草産材利用促進事業	天草市	
		くまもと間伐材利活用推進事業	天草市	
		有害鳥獣被害対策事業	天草市	
		有害鳥獣捕獲対策協議会運営補助事業	天草市	
		有害鳥獣処理施設管理経費	天草市	
		市有林環境保全整備事業	天草市	
		新規林業就業者支援事業	天草市	
		土地改良支援事業	天草市	
		土地改良区管理運営支援事業	天草市	
		土地改良区償還金補助事業	天草市	
		緑の少年団育成事業	天草市	

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的 発展特別事業分	新規就漁者支援事業	天草市	
		がんばる漁業支援事業	天草市	
		水産物輸送費支援事業	天草市	
		水産業関係団体支援事業	天草市	
		漁業経営安定資金利子等補給事業	天草市	
		資源管理推進事業	漁協	
		漁業生産技術開発・普及促進事業	天草市	
		魚類養殖振興事業	天草市	
		水産多面的機能發揮対策事業	受益者	
		活力ある天草の水産業づくり事業	天草市	
		天草里海づくり推進事業	天草市	
		海岸堤防等老朽化対策事業	天草市	
		港湾施設改修事業	天草市	
		本渡港周辺環境整備推進事業	天草市	
		二地域就労促進事業	天草市	
		商店街空き店舗活用促進事業	受益者	
		商店街イベント支援事業	受益者	
		商工会議所・商工会活動支援事業	受益者	
		商工業設備投資資金利子補給事業	受益者	
		天草市住宅リフォーム助成事業	受益者	
		産業振興チャレンジ事業	受益者	
		天草市起業創業・中小企業支援センター事業	天草市	
		中小企業・小規模事業者緊急支援事業	天草市	
		天草陶磁器の島づくり事業	天草市	
		6次産業化推進事業	天草市	
		天草ブランド推進事業	天草市	
		企業誘致促進事業	天草市	
		天草宝島物産公社運営事業	天草市	
		商品券発行事業	天草市	
		景観からの島づくり事業	天草市	
		景観保全事業	天草市	
		花菖蒲まつり事業	天草市	
		広域観光推進事業	協議会	
		観光イベント支援事業	実行委員会等	
		天草宝島観光協会事業	観光協会	
		観光宣伝事業	天草市	
		天草教育旅行推進事業	天草市	
		大会誘致等推進事業	天草市	
		みなとまちづくり推進事業	天草市	

9 産業振興促進事項

(1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
天草市全域	製造業 旅館業 農林水産物等販売業 情報サービス業等	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(2) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記のとおり

10 公共施設等総合管理計画等との整合

平成28年7月に策定(令和3年1月改訂)した「天草市公共施設等総合管理計画」の公共施設等の管理に関する基本的な考え方に基づき、保有総量の縮小・効果的かつ効率的な利用の推進・長寿命化の推進を進めるとともに、適切な管理運営を行い本市の持続的発展に努める。

第4 地域における情報化

1 情報化施設

【今後の方針】

各地域や団体等が抱える様々な課題や、新型コロナウイルス感染症の影響により変化しつつある人々の働き方や生活様式に対応する手段として、これまで市が整備した光ファイバケーブルや「天草Webの駅」の有効活用を図るとともに、市民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化、効率化を図り、デジタル社会の形成及び安定運用を図る。

特に、地域経済の活性化や安心・安全な暮らしのため、地域間にある通信環境の格差解消を進め、利便性が高い情報通信基盤拡充を図るため、情報通信基盤の整備促進や光ファイバケーブルの民間開放等の施策を講じる。

(1) 現況と問題点

都市部から遠い本市においては、民間通信事業者による整備が進まないことから、平成19年度から3年間で市内の公共施設を光ファイバケーブルで接続する情報通信基盤の整備を行った。

今後は、この市が整備した光ファイバケーブルの利活用を図り、情報化がもたらす利便性を住民の誰もが平等に受けられるように対策を講ずる必要がある。また、光ファイバケーブルの民間開放では、地域間の情報格差を解消するため、市の光ファイバケーブルを放送事業者等の通信事業者に貸し出しを行っている。今後、通信事業者の放送・通信エリアの拡張計画や市民からの要望を踏まえ、更なる情報通信基盤の整備に向け、国が実施する施策を活用した事業に取り組む必要がある。

テレビの難視聴分野では、山間地等の地理的条件により電波を受信できない地域が多くあり、共同受信施設やケーブルテレビによる視聴、あるいは、個別に高性能アンテナを設置して視聴している。共同受信施設や個別アンテナにより視聴を行っている世帯については、老朽化や自然災害等による改修への支援が必要である。

(2) その対策

- 地域経済の活性化では、市民の情報交流ツールである「天草Webの駅」の機能強化、内容充実を図り、様々な機能を市民や事業所が利活用できる取り組みを行う。
- 市が整備した光ファイバケーブルについては、地域医療での事務効率化等や防災行政無線の安全対策での利活用を行っており、今後も安定した運用のため適正な維持管理に取り組んでいく。
- 高度化及び多様化する社会情勢において、必須となっているICT環境を、市民や事業者が利活用できるよう、通信事業者と連携し超高速ブロードバンド未整備地域の解消を推進する。併せて、市が整備した光ファイバケーブルについては、今後もさらに通信事業者への貸し出しによる利活用を推進する。
- 情報通信技術の活用による行政手続きのオンライン化を推進する。また、効率的で質の高い市民サービスの維持、向上を図るため、必要に応じて人手によるサービス等を組み合わせながら、電算システムの導入、更新、安定した運用を行う。
- 共同受信施設及び個別アンテナ施設の改修への支援を行う。

2 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設			
	テレビジョン放送等難視聴解消のための施設	テレビ共同受信施設改修事業	テレビ共同受信施設組合等	
	その他の情報化のための施設	地域情報化事業	通信事業者	
		電算システム整備事業	天草市	
		社会保障・税番号制度システム導入事業	天草市	
		証明書等コンビニ交付事業	天草市	

3 公共施設等総合管理計画等との整合

平成28年7月に策定(令和3年1月改訂)した「天草市公共施設等総合管理計画」の公共施設等の管理に関する基本的な考え方に基づき、保有総量の縮小・効果的かつ効率的な利用の推進・長寿命化の推進を進めるとともに、適切な管理運営を行い本市の持続的発展に努める。

第5 交通施設の整備、交通手段の確保

1 道 路

【今後の方針】

広大な市域を有し鉄道がない本市においては、日常生活や地域の経済活動、救命救急などあらゆる分野で自動車交通に依存しているが、それを支える道路の整備が遅れている状況である。

安心・安全な生活道路網や地域内外との人流・物流を促進して地域経済を活性化するため、地域高規格道路等の幹線道路の整備が必要である。

(1) 現況と問題点

本市では、国道266号、324号、389号及び県道が各地域を結ぶように走っている。

国道、県道は、観光及び経済の面で重要な役割を果たす道路であるとともに、その他の道路と併せて住民生活における主要なネットワークを構成している。市全体の均衡ある発展と地域経済の活性化には、国道、県道の改良整備及びその維持管理が必要であり、地域間交流や広域連携の強化には地域高規格道路「熊本天草幹線道路」の整備が不可欠である。特に、令和4年度の開通を目指し進められている第二天草瀬戸大橋（仮称）を含む「本渡道路」の早期完成が必要である。

市道は、幹線道路と集落を結び、重要な生活道路として利用されているが、改良後相当年数が経過したことにより二次改良を要する路線もある。また、改良のみならず、将来にわたる現道の劣化・損傷等を把握し、効率的な維持管理を実施していく必要がある。さらに、歩道や横断歩道等の整備や視覚障がい者誘導ブロックの設置、道路のバリアフリー化等、高齢者・身体障がい者等の移動を配慮した道路整備が求められている。

農道・林道については、産業振興、生活環境の両面から重要な道路であるが、未舗装部分や幅員が狭い部分があるため、計画的な整備を図っていく必要がある。

(2) その対策

- 円滑な交通と地域間の連携強化により地域の活性化を促進するために、国、県との連携を強化し、国道、県道の改良率の向上とその維持管理補修及び地域高規格道路「熊本天草幹線道路」の本渡道路の整備促進を図る。また、地域高規格道路「熊本天草幹線道路」の調査区間についても国、県と連携を図りながら事業化に向けた取り組みを進める。
- 市内の集落や主要施設等を結ぶ道路の整備を推進し、住民の日常生活の利便性の向上と産業振興に向けた条件整備を計画的に進めていく。
- ユニバーサルデザインの観点に立った誰もが安心して通行できる安全な道路（歩道）整備を図る。
- 住民生活における利便性の向上や防災対策（落石や法面崩壊等の危険箇所の早急な整備）等のため、市道の改良や維持・補修に積極的に取り組み、安全・快適で円滑な道路網の整備を進める。
- 自転車は日常生活における身近な交通手段として重要な役割を担っており、健康志向や環境保全への意識も高まりつつあるなかで、サイクルツーリズムの推進による地域振興策としても活用が期待される、また、頻発する自然災害時の移動手段としても期待されており自転車走行空間の整備を進める。

2 交 通

【今後の方針】

広大な面積を有する市内の各地域、集落等を円滑に結ぶ交通手段の維持を図るため、既存のバス路線、定期航路の利便性の向上とともに、都市圏と繋ぐ高速交通手段である航空路の利用促進等、各交通機関の相互連携を強め、将来に向けて持続可能な公共交通網の形成を目指す。

また、高齢化・過疎化が進展する中、特に移動支援ニーズの高い層（高齢者、障がい者、学

生等)の移動手段の確保のための交通不便地域対策を推進する。

(1) 現況と問題点

陸上交通では、路線バスが軸となる公共交通であり、特に高齢者の通院、買物や学生の通学の交通手段として、また、天草空港や本渡港、牛深港など他の交通機関との結節機能として重要な役割を担っている。しかし、利用者の減少や燃料費の高止まり等の影響で運行事業者は赤字経営が続き、市補助金も増加傾向にあったことから、平成21年度から利便性の向上、運行の効率化のため路線バスの再編を行っている。

また、周囲を海に囲まれている本市では古くから海上交通が発達し、旅客船、フェリー等が就航している。中でも離島である御所浦住民の日常生活(通院、買物)のための交通手段として必要不可欠であり、天草地域と他県を結ぶ海上交通(フェリー、旅客船)は、地域・観光振興の観点から重要であるが、利用者の減少や高額となる船舶維持費により運航事業者の経営は厳しい状況にある。

併せて、天草島民の都市圏(熊本、福岡)への高速交通機関として、平成12年3月に天草空港が開港している。天草エアライン(株)により、福岡、熊本及び大阪間を定期便が就航しており、ビジネスや観光面で地域活性化に貢献している。令和2年3月に開港20周年を迎える以来利用者の利便性向上を図るため、路線・ダイヤ改正・多様な運賃設定など、利用者の増加に向けた施策を行ってきた。しかし、近年、天候不良や機材の不具合に起因する欠航が続いたこと等で、利用者数は減少しており、運航事業者の経営は厳しい状況にある。

(2) その対策

- 陸上交通では、各地域、集落等を円滑に結ぶ交通手段を確保するため、平成30年度に策定した天草市地域公共交通網形成計画等に基づき、まちづくり、福祉、観光、教育等各種関連分野と連携し、ニーズに応じたバス路線の再編や交通不便地域対策等に取り組んでいく。
- 海上交通では、離島航路の維持確保とともに、天草地域と他県を結ぶ定期航路について、利用促進等による維持確保に取り組んでいく。
- 航空交通では、天草空港に就航する航空機利用を促進するため、路線のPR事業や需要開発事業に取り組む。また、天草地域の経済・観光・地域振興に欠くことのできない空路維持のため、熊本県、地元自治体と継続した支援を行い、安全・安心かつ安定した運航の確保に取り組む。

3 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道			
	道路	市道維持補修事業	天草市	
		市道改良（交付金）事業	天草市	
		市道改良（単独）事業	天草市	
		熊本天草幹線道路連絡街路整備事業	天草市	
		都市計画道路太田町水の平線整備事業	天草市	
	橋りょう	橋梁維持補修事業（市道改良（交付金）事業）	天草市	
	その他	トンネル維持修繕事業（市道改良（交付金）事業）	天草市	
	(2) 農道	農道舗装事業	天草市	
	(3) 林道	林道維持管理事業	天草市	
		林道整備原材料支給事業	天草市	
		市町村営林道点検診断・保全整備事業	天草市	
	(10) その他	国・県道整備事業負担金	熊本県	
		牛深・蔵之元航路維持確保支援事業	運航事業者	
	(9) 過疎地域持続的 発展特別事業	地方バス路線運行維持対策費	運行事業者	
		地域公共交通運行事業	天草市・運行事業者	
		天草エアライン運航対策事業	運航事業者	
		出水駅・蔵之元港間シャトルバス運行事業	協議会	
		天草市公共交通対策事業	天草市	
		御所浦定期航路振興事業	天草市・運航事業者	
		御所浦航路運航対策事業	運航事業者	
		地域ＩＣＴ利活用事業	天草市	
		電算システム運用管理事業	天草市	
		天草市コミュニティエフエム局管理事業	天草市	
		広域ネットワーク等管理運用事業	天草市	
		中田・諸浦航路維持確保支援事業	運航事業者	
		今田地区普通林道開設事業	天草市	
		公用車導入事業	天草市	

4 公共施設等総合管理計画等との整合

平成28年7月に策定（令和3年1月改訂）した「天草市公共施設等総合管理計画」の公共施設等の管理に関する基本的な考え方に基づき、保有総量の縮小・効果的かつ効率的な利用の推進・長寿命化の推進を進めるとともに、適切な管理運営を行い本市の持続的発展に努める。

第6 生活環境の整備

1 水道施設

【今後の方針】

水の安全性に対する関心が高まっている中、安心・安全な水道水を安定的に供給することは、水道事業の大切な役割となっている。

水の安定供給には、施設の適正な維持管理が必要であるが、水道管や施設の老朽化が進んでおり、更新時期を向かえている。今後は、計画的な施設更新を行い安定供給に努める。

また、適正な施設の運転管理を行い経費の節減に努める。

さらに、上水道の給水が困難な地域においては、飲用水確保に係る支援を行う。

(1) 現況と問題点

本市は島しょ部からなり、ほとんどが急峻な地形で占められて平野部が少なく、河川延長や流域面積などの規模が小さく、水源となる河川及び地下水の水量が少ないため、取水をダムに頼らざるを得ない状況にあり、水道普及率は令和元年度末で94.7%である。

集落が広い範囲に散在していることから、少ない給水人口の割に水道施設は数多く必要であり、投資や維持管理に多額の経費と労力を要するという課題がある。

また、既設の配水管や浄水施設等では老朽化が進んだ箇所が多く、安心・安全な水道水を安定的に供給するため、計画的な改修・更新を進めるとともに水質の監視、改善に努めていく必要がある。

さらに、上水道の給水が困難な地域は、各水道組合や個人で水源を確保しているが、水源へのイノシシ等の野生動物の出没による水質の悪化、あるいは慢性的な水不足が発生している地域がある。

(2) その対策

- 将来の水需要を見据え、施設の統廃合や配水区域間の管路接続など、計画的かつ効率的な施設更新により、経費の縮減に努める。
- 老朽化に伴う施設や送配水管等の計画的な更新により漏水を防止し、有収率を高めることで経費節減を図り、安定した水道水の供給に努める。さらには渇水、地震等の災害発生時にも給水が確保できる危機管理体制を整える。
- 安全な水の供給を行うため、水質の監視・改善に努める。
- 上水道の給水が困難な地域における小規模水道施設の新設・改修への支援を行う。

2 生活排水処理施設

【今後の方針】

熊本県のくまもと生活排水処理構想の見直しに併せ、新たな課題等に対応するため本市においても生活排水処理構想の見直しを行い、県の処理構想と整合性を図り新しい構想に反映させる。

事業実施にあたっては、住民との合意形成を基に事業化を図り、公衆衛生の向上、環境改善及び公共水域の水質保全に努めていく。

(1) 現況と問題点

公共下水道、集落排水や浄化槽による生活排水処理は、住民の健康で安全な生活環境を確保し、合わせて海や河川の水質保全を図るうえで欠くことのできない重要な役割を担っている。

本市では、集合処理方式として公共下水道事業（旧本渡市、天草町、河浦町）、農業集落排水事業（倉岳町）及び漁業集落排水事業（御所浦町、倉岳町、五和町、河浦町、佐伊津町）の3事業を12地区で実施している。また、個別処理方式である浄化槽整備事業は、集合処理方式を採用していない全地区で推進し、生活排水処理に努めている。

公共下水道である本渡処理区（旧本渡市）は、昭和 53 年の供用開始から 43 年を経過し、処理場や管路の施設に老朽化が見受けられ、今後長寿命化計画に基づいて各施設の更新や適切な維持管理を進めていく必要がある。

特定環境保全公共下水道や農業集落排水、漁業集落排水についても、施設及び管路の老朽化が見受けられることから、公共下水道と同様に長寿命化計画に基づき、施設の更新を実施し適切な維持管理を行っていく必要があるが、施設の更新には多額の経費が必要となることから、各事業間での調整を図り費用の調達方法など、経済的な観点からも経費の平準化が不可欠となっている。

本市の水洗化率（一般廃棄物処理事業実態調査）は、令和元年度末時点で 77.0% であり、県全体の 91.1% を下回っている。この理由としては、集落が点在し、いずれの地区においても高齢者世帯の増加や人口減少が進んでいることが、汚水処理施設への接続及び合併処理浄化槽への転換が進まない要因となっている。

今後も、快適な生活環境の改善や公共用水域の水質保全に向けて、新しい生活排水処理構想に基づき、地域の実情に合った生活排水処理施設の整備や効率的な改築更新を進めていく必要がある。

(2) その対策

- 衛生的で快適な生活環境の享受と公共用水域の水質保全のため、公共下水道事業、農業・漁業集落排水事業において、ストックマネジメント計画に基づき施設及び管路等の更新を実施する。
- 家庭での調理クズ、廃食用油等の適正処理、洗剤適正使用量等の啓発を進めるとともに、下水道等集合処理施設が整備された地域における下水道等への早期接続を推進するため、新たな補助制度の検討及び、広報誌、みつばちラジオ、ケーブル TV、ホームページ掲載等、多岐に渡る情報発信と併せて、接続率の低い地区においては計画的に戸別訪問等を実施する。
- 浄化槽設置補助金における従来の転換上乗せ補助に加え、配管の改修にも補助金を追加し、個人の負担を軽減することで、合併処理浄化槽への転換等を促進する。

3 廃棄物処理施設

【今後の方針】

ごみ処理については、更なる分別収集による減量及び資源化に努め、効率的な収集体制を整備し、現有施設の機能を維持しながら天草広域連合による広域処理計画を推進する。

し尿・浄化槽汚泥の処理については、平成 29 年 4 月に供用開始した天草市汚泥再生処理センターの適正な管理運営に努め安定処理を継続する。

(1) 現況と問題点

これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済活動は、物質的な豊かさをもたらす半面、ごみ排出量の増大や質の多様化、ダイオキシン対策や最終処分場の確保など廃棄物問題に深刻な影響を及ぼしている。このような経済社会やライフスタイルを見直し、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用（3R）を基本とするごみの減量及び資源化を推進することにより、循環型地域社会を構築する「ゼロ・エミッション」の取り組みを更に推進していく必要がある。

本市のごみ処理は、牛深、西天草、御所浦の各クリーンセンター、本渡地区清掃センター及び松島地区清掃センターの 5 施設で行っている。

施設の老朽化による処理能力の低下の面から必要に応じた施設の改修等を進めながら施設の統廃合などを行い、効率的な運用を行っていく必要がある。

資源物の回収活動に対する各種活動報奨金の交付や広報紙、各メディア等を活用した広報活動、環境学習や出前授業の開催による啓発、家庭での生ごみ処理機の活用の推進、事業系廃棄物の分別徹底指導など、取り組みの強化を図る必要がある。

また、海洋プラスチック問題や無くならない不法投棄により景観の悪化や環境への影響が

懸念されている。

本市のし尿及び浄化槽汚泥は、本市直営の天草市汚泥再生処理センター及び上天草衛生施設組合で運営している上天草衛生センターで処理している。天草市汚泥再生処理センターは、環境負荷が小さく周辺環境へ配慮した施設となっており、適正に管理運営を行っている。

ごみ処理量の推移

(単位:t)

平成12 年度	平成15 年度	平成18 年度	平成21 年度	平成24 年度	平成27 年度	平成30 年度	令和元 年度
32,343	36,166	31,951	31,803	28,666	28,179	25,732	25,689

(資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省公表値）)

(2) その対策

- 有害物質の排出抑制等環境に配慮したごみ処理や多様化するごみ処理に対応するため、ごみ処理施設の整備と運営の効率化を図る。
- 容器包装リサイクル法に基づいた分別収集の徹底とそのための住民や事業所への啓発を進め、ごみの排出抑制とリサイクルの推進、再資源化に努める。
- ごみ処理施設は、現有施設の機能を維持するため設備の補修や改修を行うとともに、天草広域連合が令和9年度稼働に向けて整備している新ごみ処理施設との連携を図り、直営施設の統廃合及び中継施設へ改修・移行する計画を策定する。
- 本市が直接運営しているし尿・浄化槽汚泥処理施設の機能を維持するためには、周辺の環境保全対策を図るとともに、定期的な点検整備及び設備更新等を実施しながら安定処理に努める。
- 海岸における良好な景観及び環境保全に深刻な影響を及ぼしている海岸漂着物の回収、処理及び廃プラスチックごみ等の発生抑制のための施策を実施する。

4 消防施設

【今後の方針】

火災発生時の迅速な初期消火を図るため、消防団員の確保はもとより、消防資機材等（積載車、小型ポンプ等）については計画的に更新するとともに近代的な設備の整備を図る。

また、消防水利（防火水槽、消火栓等）については、無水利地域の解消を早期に図るために計画的な整備を図る。

(1) 現況と問題点

本市の消防体制は、天草広域連合による常備消防と53分団194部の消防団の非常備消防からなり、両者が連携してその任務にあたっている。天草広域連合が担当する圏域は広大であるため、多くの署所や車両等を配置しているが、近年道路交通網の整備が徐々に進んできていることもあり、火災に迅速に対応できる消防体制を確保しながらも、効率的で健全な運営に努めていく必要がある。

また、広範な市域において迅速な消防活動を行っていくためには消防団の役割は大きいものがあるが、人口の減少や就業構造の変化に伴い、新入団員の確保が困難となってきている。昼間の火災等に対応できる機能別消防団員の導入も行っているが、今後、団員の高齢化による退団に伴う団員数の減を食い止めるためにも、更なる団員確保への取り組みが必要となっている。

さらに、建築物の高層化や住民の生活様式の多様化により火災も複雑化・大規模化する傾向にあり、それに対応するためにも老朽化している機材の更新や装備の近代化、消火施設の整備等が必要となっている。

(2) その対策

- 複雑・多様化する消防需要に対応するため、現有する消防設備・機材の更新や近代的な設備の整備を図る。

- 地域防災の担い手である非常備消防団員の確保や地域の形状に合わせた防火水槽や消火栓等の設備の充実、住民の防災意識の高揚を図る等、行政と住民が一体となった防災体制の確立を図り、総合的な消防力の向上を目指す。
- 高度救急救命処置に対応できる高規格救急車の配備に伴い、救命士の育成を行うとともに、医療機関との連携を一層深め、救急医療体制の確立を図る。

5 公営住宅

【今後の方針】

高齢化の進展などにより低所得者層の割合が増加している中で、公営住宅は住宅困窮者の居住の安定を確保するために大きな役割を担っており、公営住宅の適正な家賃負担や入居基準などの入居世帯の資格等について適正な運用に努める。

また、安心・安全な公営住宅を提供するため、必要な改修等を計画的に実施するとともに、必要に応じ随時營繕事業等を実施する。

(1) 現況と問題点

公営住宅は建設後相当の期間を経過し耐用年数を大幅に経過した住宅もあり、今後建替え又は用途廃止を行う必要があり、併せて、今後も活用を図る住宅については長きにわたり安全で、かつ、高齢者等にも配慮した快適な住まいとするため、安全性の確保、居住性向上、福祉対応などを目的とした必要な改修を計画的に実施する必要がある。

(2) その対策

- 安心で安全な公営住宅を提供するため、市営住宅の長寿命化、安全性の確保、居住性向上、福祉対応のための改修事業を実施する。また、耐用年数が経過し老朽化等が著しい住宅については、建替え、用途廃止の推進を図る。

6 公園・緑化

【今後の方針】

環境保全や防災、レクリエーションの場等、公園緑地が持つ多様な役割を考慮しながら、公園や緑地の適正な整備を進めるとともに、地域団体や職場などへ身近な花いっぱい運動を展開し、住民と行政が一体となり緑あふれるまちづくりに取り組む。

(1) 現況と問題点

本市は豊かな自然環境や快適な生活環境に恵まれた都市であるが、今後さらに魅力ある都市空間の形成を図るためにには、自然環境の保全や緑化が重要な課題となっている。

また、公園においては、供用開始から30年を経過した公園が多く、施設の老朽化に伴う改築・更新が必要となっている。

地域緑化活動については、各種花いっぱい運動の活動が行われているが、市域における過疎化・高齢化の進展を考慮すると、市民による自主的な活動を支援していく体制の継続が必要である。

(2) その対策

- 住民の健康づくりや憩いの場となる公園の適正な維持管理に努める。
- 平成24年度から令和3年度の10年間の天草市公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化が進んだ公園施設の改築・更新やバリアフリー化を計画的に実施し、また新たに天草市公園施設長寿命化計画を見直し、令和4年度から令和13年度の10年間の天草市公園施設長寿命化計画を策定することで、子どもや高齢者をはじめ誰もが安全で安心して利用できる公園の整備を図る。
- 平成24年度に策定した天草市公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化が進んだ公園施設の

- 改築・更新やバリアフリー化を計画的に実施し、子どもや高齢者をはじめ誰もが安全で安心して利用できる公園の整備を図る。
- 花いっぱい運動のPR及び花いっぱいコンクールや花づくり教室の開催並びにオープンガーデンの登録を推進する。また、公道や公共施設の地域ボランティアによる植栽活動や事業所・学校等の花壇の植栽活動を支援するため、計画的に花苗等の配布を実施する。

7 防 災

【今後の方針】

梅雨前線豪雨や台風などに加え、近年の多発する線状降水帯など異常気象による災害を予防する施設の整備及び災害を最小限に抑えるための対策並びに地域防災力を高める体制整備を図る。

(1) 現況と問題点

本市の地形はそのほとんどが山林で占められ、平野部は少なく、河川沿いの平地部や海岸線の河口部に集落や農地等が存在している。山林は災害の未然防止の面で重要な役割を担っているが、本市は急峻な地形が多く、集中豪雨による山地災害発生の危険性が極めて高いことから、土石流等の災害を防止するため、治山事業や砂防事業を進めていく必要がある。

また、本市には中小様々な河川が多数あり、洪水被害を防止するためには河川改修を要するほか、土砂災害等から孤立集落を防止するためにも、道路整備を図る必要がある。

さらに、海岸線のほとんどが堤防や護岸等の海岸保全施設が設けられているが、施設の老朽化等により浸水被害が見受けられるところもある。また、本市には台風が頻繁に上陸し、そのたびに高潮等による浸水、破損被害等が発生している。そのため、高潮や波浪、津波等による被害から海岸を防護し、集落の保護や土地の保全を図るための護岸施設を計画的に整備する必要がある。

地域防災力を高める体制整備では、災害発生時に速やかに対応し被害を最小限に抑えるため、熊本県の災害警戒区域等の更新に伴い、「ハザードマップ」(総合防災マップ)を修正し、避難場所や危険箇所等の周知、必要な訓練を実施する等、災害対応能力の向上に努めるとともに高齢や障がい等により特別の配慮が必要な人（要配慮者）の避難体制の整備が必要である。

(2) その対策

- 土砂災害危険箇所について、砂防施設・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設等の整備を行う。
- 護岸決壊や氾濫等の恐れのある河川の災害を防止し、併せて生態系や安全で潤いのある水辺環境の保全や創造を図るために護岸整備を行う。
- 高潮や波浪、津波、侵食等による被害から集落や農地等を防護するため、海岸の護岸整備や消波施設の整備等を行う。
- 上記の対策については、天草市国土強靭化地域計画に沿って整備を進めていく。
- 地域防災計画に基づき防災体制の整備を進めるとともに、災害発生時に相互に助け合えるような地域における自助・共助の防災体制が確立される自主防災組織の育成を図るとともに活動の活性化を図る。
- 災害時の防災情報、避難情報の迅速な伝達を図るため、防災行政無線、戸別受信機、安心・安全メール、LINE、ホームページ、コミュニティFM等の多様な情報手段を用いて、災害情報等を知らせるとともに、危険な場所からの逃げ遅れを防ぐためにも、早めの避難を呼びかけていく。
- 要配慮者のうち、一般の避難所では避難生活が困難な人については、社会福祉施設等と連携し、介護の状態等に応じた避難場所として要配慮者避難所や福祉避難所の設置に取り組む。

8 交通安全

【今後の方針】

交通事故の発生については、全国的に減少傾向にあるものの発生件数に占める高齢者の交通事故が増加傾向にあり、高齢者の交通事故防止対策に重点を置いた取り組みを展開していく。

(1) 現況と問題点

熊本県下の交通事故の発生状況を見ると、平成 16 年をピークに減少が続いているが、令和元年は 4,104 件、負傷者数も 5,092 人と過去最低を更新した。死者数は平成 26 年以降 80 人を下回っているが、増減を繰り返している状況である。本市においても、令和元年に発生件数、死者数、負傷者数ともに過去最低を更新した。特に死者数については 0 人を達成した。本市の事故の特徴として、高齢者の交通事故死傷者数が全体の約半数を占めており、その割合は数年変化していない。今後も、さらに高齢者人口は増加し、高齢運転免許保有者も増加することが見込まれていることから、高齢者の交通安全の確保が最重要課題である。

このようなことから、交通事故のないまちづくりを目指すためには、関係機関との連携を図り、地域の特性と住民のニーズを踏まえた効果的な交通安全教育を推進するとともに、交通安全施設の整備を図っていく必要がある。

交通事故発生数の推移

		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
天草市	発生件数 (件)	159	112	105	101	66
	死者数 (人)	3	2	5	4	0
	負傷者数 (人)	197	138	142	139	84
熊本県全体	発生件数 (件)	6,641	6,151	5,786	4,784	4,104
	死者数 (人)	79	67	73	60	69
	負傷者数 (人)	8,537	7,929	7,369	6,081	5,092

(熊本県警察本部調)

(2) その対策

- 歩行者や通行車両の安全を確保するため、歩道の整備やカーブミラー、ガードレール等の交通安全施設の整備等、道路交通環境の整備を行う。
- 横断歩道のない場所を横断中の歩行者がはねられる交通事故並びに交通死亡事故が多数発生している現状を踏まえ、運転者には横断歩道における交通ルールの再認識と歩行者優先の意識向上を図るとともに、歩行者に対しては「横断歩道を渡ること」「信号機に従うこと」といった交通ルールの周知啓発を図る。さらに、夜間における事故を未然に防止するために、反射材の活用の普及に努める。
- 高齢者の交通安全に関する知識の普及を図るために、関係機関と連携し、高齢者へ交通事故に遭わない心構えなどを伝えるとともに、交通安全教育や交通安全に関する広報啓発活動を一層充実させる。

9 防犯

【今後の方針】

犯罪のない明るいまちづくりをめざし、家庭・地域・行政がお互いに協力して安全で住みよい地域社会の実現を図る。

(1) 現況と問題点

全国的に殺人や強盗事件をはじめ、女性や子どもたちが被害者となる悪質、凶悪な犯罪が後を絶たず、県下においても決して例外ではなく身近な問題となっている。

本市においても凶悪事案こそ発生していないが、市内各所において不審者の出没・声かけ

事案等が発生しており、犯罪を未然に防止するための取り組みが重要となっている。

このようなことから、「自分たちのまちは自分たちで守る」という活動を基本とした地域住民の自主的な防犯意識を高めるとともに、犯罪の起きにくいまちづくりの推進が極めて重要なっている。

(2) その対策

安全で安心して暮らせる地域社会の実現するためは、地域住民自らの防犯に対する意識改革が重要であり、この運動を成功させるポイントとして「無理をせず・できることから」始めることが必要である。

○自主防犯組織の育成

犯罪の抑止対策として、日常のあいさつ、隣近所の声かけ、散歩、地域のパトロール、通学路の立番等を実施することにより、犯罪企図者の接近防止に効果がある。

また、自主防犯組織は地域住民自らでつくり上げるものという意識付けを図り、効果的な防犯活動が実施できるよう支援と協力を求めていく。

○防犯灯の整備

住民の夜間通行時及び通学時の安全を確保するとともに、不審者等に対する防犯対策のため、道路や住民がよく利用する場所に防犯灯を整備する。

○防犯啓発活動

市安心安全メールと警察が発信するゆっぴー安心メールとの連携を行うとともに、各地区の駐在所だより等に不審者情報の注意喚起を促す情報発信を行う。このことにより、住民の防犯意識の高揚を図るとともに、犯罪の起こりにくい地域づくりを形成する。

10 火葬場

【今後の方針】

火葬場については、常に市民サービスの向上を図るため、施設毎に設備更新や補修工事を計画的に実施し、設備等の機能維持に努める。

(1) 現況と問題点

本市の火葬場は、天草本渡斎場（4炉）と牛深火葬場（2炉）、御所浦火葬場（1炉）及び天草火葬場（1炉）の4施設があり、日ごろから機能の維持に努めているが、老朽化による機器等の改修が必要となっている施設がある。

なお、牛深火葬場は築55年以上経過して老朽化が著しかったため、場所を変えて建設を進め、令和3年1月に整備工事が完了し同年2月1日から供用開始している。

(2) その対策

○本市の火葬場は、燃焼炉等の設備の保守点検を実施し、適切な維持管理や補修等を行うことで機能維持に努める。

○天草火葬場にあっては、当面は存続することとしているが、耐用年数が経過していることから、施設の耐久性の調査等を行い今後の利用状況を踏まえて総合的に判断する。

11 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設			
	上水道	配水系統再編事業 送水管更新事業 配水管更新事業 電気計装設備等更新事業 浄配水施設耐震化対策事業	天草市 天草市 天草市 天草市	
	簡易水道	小規模水道施設整備補助金	水利組合等	
	(2) 下水処理施設			
	公共下水道	公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業	天草市 天草市	
	その他	漁業集落排水事業 農業集落排水事業 浄化槽設置事業補助金	天草市 天草市 受益者	
	(3) 廃棄物処理施設			
	ごみ処理施設	クリーンセンター施設整備事業 天草広域連合負担金（ごみ処理施設整備費）	天草市 天草市	
	(5) 消防施設	消防施設整備事業 天草広域連合負担金（消防施設費）	天草市 天草広域連合	
	(6) 公営住宅	市営住宅營繕事業 市営住宅ストック総合改善事業	天草市 天草市	
	(8) その他	防犯灯整備事業 交通安全対策事業 交通安全施設整備事業 都市公園整備単独事業 公園施設長寿命化対策支援事業 河川維持事業 排水路等整備事業 単独河川整備事業 県営砂防事業負担金 道路台帳整備事業 県営建設海岸事業負担金	天草市 天草市 天草市 天草市 天草市 天草市 天草市 天草市 熊本県 天草市 熊本県	

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	市道清掃ボランティア支援事業（本渡地域要望対応事業）	天草市	
		被災私道復旧支援事業（令和2年7月豪雨）	天草市	
		天草花咲プロジェクト事業	天草市	
		ごみ資源化減量化対策事業	天草市	
		生活環境保全活動推進事業	天草市	
		海岸漂着物地域対策推進事業	天草市	
		消防団訓練等事業	天草市	
		自主防災組織設立促進・活動活性化事業	自主防災組織	
		防犯対策事業	天草市	
		防犯灯維持事業	天草市	
		宅地耐震化（変動予測調査）事業	天草市	
		被災宅地復旧支援事業（令和2年7月豪雨）	天草市	
		火葬場施設整備事業	天草市	
		天草広域連合負担金（ごみ処理施設整備費）	天草市	

12 公共施設等総合管理計画等との整合

平成28年7月に策定（令和3年1月改訂）した「天草市公共施設等総合管理計画」の公共施設等の管理に関する基本的な考え方に基づき、保有総量の縮小・効果的かつ効率的な利用の推進・長寿命化の推進を進めるとともに、適切な管理運営を行い本市の持続的発展に努める。

第7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

1 地域福祉

【今後の方針】

平成24年に策定した第2期天草市地域福祉計画では、「赤ちゃんからお年寄りまで自助・共助・公助で築く安全・安心の天草づくり」を基本理念として、その実現に向けた取組みを進めてきた。平成30年度から令和4年度までを計画期間とする第3期計画では、第2期計画の基本理念を継承しつつ、新たな地域福祉の理念である「我が事・丸ごと」の地域づくりの考え方を取り入れ、「誰もが輝き、共に支え合うまちづくり」を基本理念として掲げ、市及び天草市社会福祉協議会とが一体となって策定した。

その中で、「共に支え合うまちづくり（「我が事」の地域づくり）」「誰もが活躍するまちづくり」「「丸ごと」支援する体制づくり」の3つの柱を設定し、地域における見守り支援活動の推進、高齢者の社会参加や障がい者の雇用就労の推進、包括的な相談支援体制の構築等に取り組むことで、すべての市民が個人として尊重され、生きがいを持って、お互いに支え合いながら住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりを進める。

(1) 現況と問題点

本市においては、若い世代の人口減少により、3人に1人以上は高齢者という超高齢社会に突入しており、全世帯数のうち4割が高齢者の一人暮らしまたは二人暮らしの世帯となっている。また、核家族化、単身世帯の増加等による世帯構成の変化、価値観やライフスタイルの変化等により、担い手不足が深刻になると見込まれる。さらに、住民が抱える生活課題は、複雑多様化する傾向にあり、地域とのつながりの希薄化による世帯の孤立化をはじめ、医療、介護、障がい、生活困窮または子育てなど多くの問題を抱える世帯も増加傾向にある。

住民の異変に早期に気づくことができるには、普段からその人の生活に関わりのある地域住民であるため、地域における見守り活動等を通して、住民一人ひとりのつながりを強め、住民が抱える生活課題に対する助け合いの実施等、住民が主体となり関係機関や事業所等が協力し、地域において互いに支えるネットワークづくりを進める必要がある。

また、住民の複雑多様化した生活課題等に対しては、相談体制の連携強化を図り、さまざまな相談を「丸ごと」受け止める体制整備など、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制を構築する必要がある。

(2) その対策

○地域における見守り支援活動の推進

住民が抱える生活課題は、複雑多様化する傾向にあり、ひとりで悩みを抱え込み、誰にも相談できない状況にあるような人も存在する。住民の異変に早期に気付くことができるには、普段からその人の生活に関わりのある地域住民であることから、地域住民、自治組織、民生委員、老人クラブ、社会福祉事業者及び民間事業者など、様々な主体と連携し、地域住民の共助による見守り支援活動の推進を図る。

○高齢者の社会参加の促進

一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加に伴い、日常生活における見守り支援や買い物支援などの生活支援を必要とする高齢者が増えている。この生活支援を全て公的な制度やサービスでまかなうことは困難であり、地域住民が相互に支え合う仕組みづくりに取り組む必要がある。

このため、老人クラブの活動と会員増加に向けた取組みを支援するとともに、シルバーヘルパー活動の推進を図る。

また、介護支援ボランティア事業について、住民への周知を図り、高齢者の社会参加に繋がるような取組みを進める。

○障がい者の雇用・就労の促進

障がいのある人が障がいのない人と同様に働くことは、障がい者が誇りをもって自立した生活を送ることにつながると考えられる。

このため、就労意欲のある障がい者が、その適性と能力に応じた職業に就き、継続して働くことができるよう、ハローワーク、特別支援学校、相談支援事業所及び就労支援事業所などと連携し、就労に向けた支援と一般企業への雇用受け入れについて、さまざまな働きかけを行う。

○包括的な相談支援体制の構築

住民の複雑化・複合化した生活課題への対応として、地域子育て支援センターや地域包括支援センター、障がい者相談支援事業などの相談支援事業者が、各種相談事業等を通じて当該機関で解決を図ることが困難な住民の生活課題を把握した場合、必要に応じて適切な関係機関につなぎ解決を図るなど、さまざまな相談を「丸ごと」受け止める場の整備、いわゆる包括的な相談支援体制の構築が求められている。

このため、市が設置する各相談支援機関及び社会福祉協議会が設置するふれあい総合相談所は、相互に協力・連携を図りながら、住民が抱える生活課題の解決を目指すとともに、関係部局及び関係機関との連携を進め、本市における包括的な相談支援体制の構築に取り組む。

2 高齢者福祉

【今後の方針】

本市の総人口は年々減少しているが、65歳以上の高齢者人口は増加傾向であり、令和3年3月末時点で31,626人となり、高齢化率も40.5%と上昇している。また、高齢者の一人暮らし世帯率は26.1%で、高齢者のみの世帯率も42.8%と年々増加傾向となっている。

こうした中、本市において高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定し、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）を見据え①高齢者の尊厳の保持と自立支援、②利用者によるサービス選択及び決定、③地域包括ケアシステムの深化・推進、④支え合う地域社会の形成を基本理念として施策を推進しており、体制整備も整いつつある。

今後、高齢化が一層進む中で、「高齢者が健康で生きいきと暮らし、住み慣れた地域で共に支え合い、自分らしい生活を営むことができる地域共生社会」の実現を目指すための包括的な支援体制の整備に取り組むとともに、元気な高齢者が支援を必要とする高齢者を支える仕組みや活動の場づくりを行う。

また、健康寿命の延伸のため「通いの場」をはじめとした介護予防への取組みや生活支援の体制整備を行い、健康づくりや生きがいづくりなどの高齢者保健福祉事業の推進と円滑な実施により高齢者に対する支援を行っていく。

(1) 現況と問題点

日本の平均寿命は、男女とも80歳を超える現状である。本市における高齢者数は今後も大きな変化はないものの、75歳以上の後期高齢者の割合が高くなると予測されている。

このような状況の中、要介護等の認定者数は、令和3年3月末現在で、6,682人、第1号被保険者に対する要介護認定者の割合は、21.0%であり、今後も増加することが想定されている。特に、高齢化の進展とともに、認知症の増加や加齢に伴う生活機能の低下に加え、高齢者のみの世帯の増加により介護を必要とする人の増加が考えられる。

また、地域における老人会等の組織活動参加者数の減少により社会参加の機会の減少傾向がみられる。

(2) その対策

○高齢者になっても必要な医療や介護が一体的に提供できる体制づくりとして、地域包括ケアシステムの構築を図る。

- ・介護を必要とする高齢者が尊厳をもった自立した生活のための家族支援、多様化するニーズ等に対応する介護サービス基盤の質・量の確保に努める。
- ・経済的課題や住まいの確保が困難な高齢者に対し、老人福祉法に基づき養護老人ホームの入所措置を行う。

○高齢者が介護を必要とせず、住み慣れた地域で健康で生き生きとした生活を継続できるよ

- うな健康づくり、介護予防の取り組みを進める。
- 高齢者が生きがいをもてる社会活動として「居場所」「出番」「役割」を得られる活動を支援する。

3 障がい者福祉

【今後の方針】

生き生きと暮らせ共に支え合うまちづくりの実現のため、障がい者（児）が生きがいや楽しみをもって生活し、必要な人が必要な制度・サービスを利用しながら自立した生活を行い、地域の人が障がい者を理解して支えるまちづくりを進める。

誰もが心豊かに安心して暮らせる共生社会は、障がいの有無にかかわらず、その地域に暮らす人たちがお互いの個性と人格を認め、尊重し、それぞれの役割と責任を果たしながら主体的に取り組むことによって実現するものである。障がい者の地域社会への参加、参画をより確かなものとするためには、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制限している様々な要因を取り除き、障がい者が自らの能力を最大限発揮することで、自己実現できるよう支援していくことが必要となる。

また一方で、地域には障がいが重く、自らの意思や希望を伝えられない人もいる。共生社会の実現に向けては、こうした支援の必要性の高い人の生活を地域社会全体で支えていくという視点も忘れてはならない。

そこで、天草市障がい者計画の基本理念である「障がい者の自立と社会参画～住み続けられる地域を目指して～」に基づき、すべての障がい者の自立と社会参加を目指すとともに、障がいの有無にかかわらず市民誰もがいつでも笑顔で暮らせるまちづくりを進めていく。

(1) 現況と問題点

国においては、障がいの有無にかかわらず誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会の実現」を目指しており、本市でも障がい者（児）は、それぞれの状態に応じてさまざまな支援を受けながら生活している。その一方で制度を理解していない障がい者もいる状況である。

また、企業等における障がい者雇用率は法で定める数値を下回っている中で、「近所づきあいが減少している」と感じている障がい者は逆に増加している。このことは、職場や地域において、住民と障がい者（児）の交流する機会が少ないと推測することができる。

障がい者（児）が自立して生きがいや楽しみを持って生活するためには、その人に必要な制度・サービスの利用が可能となるよう周知や提供できる体制づくりが必要となる。

さらに、地域の中で生活していくには、地域住民や事業所の障がい者（児）に対する支援が必要であり、今後、障がいについての理解を深めることを進めていく。

(2) その対策

- 社会参加のために何らかの支援を必要とする障がい者（児）に対して、その人が必要な時に必要なサービスを自らの意思決定のもと利用できる体制を整備する。
- 障がい児については、関係する部署と連携を図り、地域の子どもたちと共に育つことができるよう支援する。
- 障がい者（児）を支え合う地域づくりのためには、地域住民の障がい者（児）に対する理解が必要であり、そのためには、障がい者（児）と地域住民が、直接触れ合う機会を増やす取り組みを推進する。
- 天草は、漁業、農業、林業の豊かな第一次産業があり、観光など第三次産業がある。地域資源を活用し、第一次産業就業者や企業等と連携して、特産品開発等、様々な働く場づくりを進める。
- 地域で安心して暮らしていくよう、グループホーム、ケアホームの建設を推進する。また、住宅のバリアフリー化を推進する。
- 地域での暮らし、日中活動の場、娯楽などの充実を図るためにも、生活や就業などの場を結ぶ移動手段の充実を推進する。

- 身近な楽しみである買い物等の娯楽や散歩、スポーツ、文化活動など、さまざまな楽しみを充実させる。
- これからの中核事業所運営においては、経営センスを高めていくことが求められている。また、団体運営において、各種課題に対応した取り組みが求められている。福祉事業所、団体の運営などに関する相談の充実を図る。
- 障がい者と地域住民との交流促進を図るため、地域障がい相談支援センターの周知や活用、及び防災防犯に備え安心して暮らせる環境を整えるためにも、ネットワークづくりをより一層推進する。

4 児童福祉・母子父子福祉

【今後の方針】

本市では、「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27年3月に「第1期天草市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「地域の宝（子ども）、みんなで育て支え合う宝の島 あまくさ」を基本理念に、安心して子どもを生み育てることのできる社会の実現に向けて、子ども医療費助成の対象年齢を18歳までに拡大することや保育料の軽減など、子育てにかかる経済的負担軽減をはじめ、子育てに関する相談体制の充実など先駆的な取組みを積極的に進めってきた。

しかしながら、核家族化や共働き世帯の増加等による家族構成の変化、地域とのつながりの希薄化など、子どもを取り巻く環境の変化により、子育てに不安や負担、孤立感をもつ家庭もあり、各家庭の状況に応じたきめ細やかな支援の充実と子育てを支える地域の力が必要となっている。

こうした状況を踏まえ、令和2年度から令和6年度を計画期間として策定した「第2期天草市子ども・子育て支援事業計画」においては、「生き生きと暮らせ共に支え合うまちづくり」を基本理念とし、妊娠・出産期から子育て期にわたる包括的な支援と相談対応をワンストップで行う「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」を複合施設「ここらす」に開設し、子育てを保護者がだけが担うのではなく、子育てに関わるすべての人や、地域社会で担っていく体制づくりを推進する。

(1) 現況と問題点

本市においては、少子化や核家族化、共働き世帯の増加など、変化する社会情勢の中で、子どもを産み育てるための保護者の経済的な負担感に加え、心理的な負担感や不安感、肉体的負担感は大きくなっている。また、地域のつながりが希薄化するなかで、子育てに孤立感を感じる保護者も少なくない。家庭環境の多様化に伴い、保護者の求める子育て支援も多様化してきている。特に、家庭が抱える課題や問題も複数の要因が絡み合って対応に困っている家庭が増えている。

本市では、これまで平成27年に策定した「第1期天草市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、安心して子どもを生み育てられる社会の実現と子どもの健やかな成長を育むため、多様な施策に取り組んできた。今後は「第2期天草市子ども・子育て支援事業計画」に基づきひとり親家庭や障がいのある子どもを持つ家庭、養育に課題のある家庭等への専門的な支援を行なうとともに、すべての子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないよう、子育て世代の課題の解決に向けた取組みを推進していく必要がある。

また、子育ては個々の家庭が担うもの、その責任も家庭が担うものといったように、子育てのすべてを家庭に委ねてきた面があるが、子どもは社会の中で見守られ、社会の中で健やかに育つことが大切であることから、子育てを家庭に任せるとではなく、多くの市民が関わりながら、社会全体で支えていく取組みを進める必要がある。

(2) その対策

- 「第2期子ども・子育て支援事業計画」に基づく子育て支援や保護者の就労形態の多様化や地域のニーズに応えるため、幼児教育・保育の提供体制の確保と保育サービスの充実のための取組みを推進するとともに、保育所や学童保育等の保育環境整備を推進する。

- 令和2年4月に妊娠・出産期から子育て期にわたる包括的な支援と相談対応をワンストップで行なう「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」を複合施設「こらす」に開設した。これにより、子どもやその家庭及び妊産婦等の相談に専門的、継続的に対応し、子どもが健やかに育つ家庭環境づくりを支援する。
- 困難を抱える家庭の孤立を防ぎ、子どもの成長と保護者の子育てを地域で支えていく取組みを推進していく。
- 子育て世帯の経済的負担を軽減するため、子ども医療費助成対象年齢を平成31年4月から18歳まで拡大した。また、保育料の負担軽減等引き続き子育て世代への経済的支援を実施する。

5 健康増進

【今後の方針】

市民一人ひとりが健康づくりに取り組むとともに、地域の関係機関・団体、企業、行政等がともに連携し、生涯を通じた健康づくりを推進する環境づくりや活発な地域活動に取り組む。これにより、「第3期天草市健康増進計画」を指針とし「生き生きと健やかに暮らせる“あまくさ”」を基本方針として健康づくりを推進することで、健康寿命の延伸を目指す。

(1) 現況と問題点

高齢化の進展や疾病構造の変化に伴い、がんや生活習慣病が増加し、医療費は増加傾向にある。本市の死亡者の死因については、「悪性新生物（がん）」、「心疾患」、「脳血管疾患」の生活習慣病が全体の約半分の割合を占めている。

生活習慣病に関しては、「運動」、「食事」、「喫煙」などの様々な要因があるとされており、食生活の改善や運動習慣の定着を図ることで、発症予防や重症化予防につながる。

市民の誰もが、生涯を通じて健康に過ごすためには、子どもの頃から健康的な生活習慣を身につけるとともに、それを継続できるような取組みが重要となる。このためには、健康診査、保健指導、健康教育及び健康相談等を総合的に展開するとともに、生活習慣病等の予防対策を推進していく必要がある。

さらに、市民の健康を保持増進させるためには、市民一人ひとりの「自分の健康は自分で守る」という健康意識の向上や健康づくりへの取り組みに加え、これを支援する体制づくりが必要となっている。

(2) その対策

- 子どもの頃から、毎日朝食を食べる習慣や適切な量をバランスよく摂取する習慣の定着により、適正体重を保ち、日常生活の中で運動習慣を身に付けている市民の増加に努める。また、禁煙を推進し、歯の喪失を予防するため、より早い世代からのむし歯及び歯周病の発症予防に努める。さらに、休養・こころの健康の大切さについて、市民への情報提供に努める。
- 地域住民、民間事業者・団体などと連携し、特定健康診査や各種がん検診などの受診と「くまもとスマートライフプロジェクト」の普及啓発に取り組む。また、市民の運動習慣の定着を図るための取組みを推進する。
- 乳幼児から高齢者まで地域・職場等を通じて、市民全体に対して健康づくりのための働きかけを行う。基本的な生活習慣の確立を図り、生活習慣病の発症予防から重症化予防までの働きかけを通して、市民の健康ニーズを十分に把握しながらライフステージ・健康レベルに応じた健康増進の取り組みを推進する。

6 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設			
保育所	私立保育園等整備事業	私立保育園等		
	公立保育所営繕事業	天草市		
	放課後児童健全育成事業	天草市		
(3) 高齢者福祉施設				
	その他の介護施設等整備支援事業	介護サービス事業所		
	(7) 市町村保健センター及び母子健康包括支援センター	天草東保健福祉センター改修事業 天草西保健福祉センター改修事業	天草市 天草市	
(9) その他	高齢者住宅改造助成金	受益者		
	重度心身障がい者住宅改造助成金	受益者		
(8) 過疎地域持続的 発展特別事業	避難行動要支援者避難対策事業	天草市		
	地域貢献活動等推進事業	天草市・社会福祉協議会		
	民生委員児童委員活動推進事業	民選委員 児童委員協議会		
	社会福祉協議会補助金	社会福祉協議会		
	施設開設準備経費助成事業（公的介護施設等整備支援事業）	地域密着型 サービス事業所		
	ショートステイ事業（高齢者）	天草市		
	配食サービス事業（高齢者）	天草市		
	緊急通報体制整備事業	天草市		
	外出支援サービス事業（高齢者）	天草市		
	障がい者福祉サービス施設通所等支援費	天草市		
	児童福祉施設併設型民間児童館事業	民間児童館 活動事業所		
	水俣病発生地域強化等支援事業	天草市		
	健康ポイント事業	天草市		
	健康増進事業	天草市		
	成人健診事業	天草市		
	成人健康指導事業	天草市		
	水俣病関連健康管理事業	天草市		
	母子保健事業	天草市		
	子育て世代包括支援事業	天草市		
	婦人保護自立支援事業	天草市		
	子どもデイサービス事業	天草市		
	地域子育て支援拠点事業（私立）	天草市		
	特別保育事業（単独事業）	私立保育園等		
	ファミリーサポートセンター事業	天草市		
	ひとり親家庭等日常生活支援事業	天草市		
	妊産婦日常生活支援事業	天草市		
	子どもはぐくみ応援事業	事業実施団体等		
	地域子ども子育て支援事業	私立保育園等		
	子ども総合相談事業	天草市		
	乳児家庭全戸訪問事業	天草市		
	保育対策総合支援事業	私立保育園等		
	子ども医療費助成事業	天草市		

7 公共施設等総合管理計画等との整合

平成 28 年 7 月に策定(令和 3 年 1 月改訂)した「天草市公共施設等総合管理計画」の公共施設等の管理に関する基本的な考え方に基づき、保有総量の縮小・効果的かつ効率的な利用の推進・長寿命化の推進を進めるとともに、適切な管理運営を行い本市の持続的発展に努める。

第8 医療の確保

1 医療の確保

【今後の方針】

本市は、都市圏から遠距離に位置するため、熊本県や関係市町と連携し、二次医療圏による完結型の地域医療体制の整備が必要である。また、安心して受診できる医療体制づくりには、介護の関係機関及び多職種との連携による基盤整備も重要となっているため、医療と介護の連携も継続して推進する必要がある。

今後も若年層の減少とともに高齢化が進むことから、医療・介護に関する情報発信、医師・看護師等医療従事者的人材確保、医療資源活用の連携や機能分化、医療情報システムの活用等の直接的な施策展開と、健康づくりや生活習慣病の発症予防及び重症化予防事業とを関連付けた予防医療の充実も図る必要がある。

(1) 現況と問題点

近年、我が国では、世界に例をみない急速な高齢化の進展、医療技術の進歩等に伴い、医療費が増大しており、加えて2025年にいわゆる団塊の世代が全て75歳以上となる高齢社会を迎え、高齢者の慢性疾患の罹患率の増加による疾病構造の変化や医療ニーズを併せ持つ重度の要介護者や認知症高齢者の増加など、急激な医療・介護ニーズの変化・増大への対応が大きな課題となっている。

このような状況にあって、市民が医療や介護が必要な状態になっても、できる限り住み慣れた地域で、安心して生活を続けることができるよう個々の状態に応じた医療、介護及び生活支援等が提供されるシステムの構築が求められている。

令和3年4月現在、本市には14病院(2,107床)・73診療所(305床)があるが、そのうち6病院(1,212床)・40診療所(133床)が本渡地域に集中しており、医療サービスの地域的な偏在性が高くなっている。地域によっては医療機関までの距離が遠く、交通の便も悪いため、十分な医療を受けにくいといった課題に加え、高度な医療や診療科によっては本渡地域や熊本市内の医療機関で受診しなければならないため、身体的・経済的な負担が増大するといった問題もある。

市域が広い本市においては、地域の医療水準の向上を図ることを目的に牛深市民病院、栖本病院、新和病院、河浦病院の4つの市立病院と御所浦診療所、御所浦北診療所、御所浦歯科診療所の3つの市立診療所を設置しており、救急医療、小児救急、結核医療といった不採算となる医療を提供するとともに、新興感染症等に対する診療も積極的に取り組んでおり、今般の新型コロナウイルス感染症への対応では、患者の受け入れやワクチン接種等、国等が求める医療提供体制にいち早く対応しているところである。

全ての市民が、いつまでも健康で生き生きと暮らしていくために、安定的かつ継続的にサービスを受けることができるよう、医師・看護師等の医療従事者の確保、効果的な医療資源の運用、医療情報システムの活用等の施策の実施により、質の高い医療を地域で提供できる体制確保が必要である。

(2) その対策

- 住民が健康で元気に生活することができる社会をつくるため、健康教育や健康相談、食生活の改善指導等幅広いサポート体制を整えるとともに、健康ポイント事業等市民自らが健康づくりに積極的に取り組める環境づくりを進める。
- 地域に即した医療活動の展開や予防医療の普及等、地域に密着した医療機関として医療体制の充実を図る。
- 休日・夜間における急病患者や重症救急患者への第一次及び第二次救急医療体制を確保するため、在宅当番医制事業や病院群輪番制病院運営事業などの救急医療対策事業の維持・充実を図る。
- 医療連携や多職種連携を推進することにより、情報を共有する体制づくりの整備を図り、在宅医療を推進するとともに、市民がかかりつけ医を持つよう啓発を行う。また、各医療

- 機関、市立病院及び行政が一体となって、在宅医療を支える体制づくりの整備の強化を図る。
- 熊本県や関係市町村と連携し、医師・看護師等の医療従事者の確保対策に取り組むとともに、あまくさメディカルネット等の医療情報システム等の活用を支援することで、医療機関における効率的な機能分化と診療支援を図る。
 - 多様化・高度化する医療ニーズに対応した医療機器や耐用年数を経過した機械器具等の整備・更新を行うことで、診療機能の維持・向上を図る。また、医療施設の改修等を計画的に行うことで、快適な医療環境の提供と施設の長寿命化を図る。
 - 天草市立病院改革プランの実施状況に対する評価や見直しのほか、中長期的な経営見通し等の分析を行うなど、経営形態の見直しを含めた経営改善策を検討する。

2 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設			
		牛深市民病院施設等整備事業（医療施設・機器の整備）	天草市	
		栖本病院施設等整備事業（医療施設・機器の整備）	天草市	
		新和病院施設等整備事業（医療施設・機器の整備）	天草市	
	診療所	河浦病院施設等整備事業（医療施設・機器の整備）	天草市	
		御所浦3診療所施設等整備事業（医療施設・機器の整備）	天草市	
		診療所建設事業	天草市	
	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業	地域医療対策事業	天草市	
		救急医療対策事業	天草市	
		診療所建設事業	天草市	

3 公共施設等総合管理計画等との整合

平成28年7月に策定(令和3年1月改訂)した「天草市公共施設等総合管理計画」の公共施設等の管理に関する基本的な考え方に基づき、保有総量の縮小・効果的かつ効率的な利用の推進・長寿命化の推進を進めるとともに、適切な管理運営を行い本市の持続的発展に努める。

第9 教育の振興

1 学校教育

【今後の方針】

子どもたちが、自ら学び、自ら考え、解決する力を養う教育を目指すことが求められている。同時に、基礎・基本の徹底と德育を基盤とした知育・体育の充実により、豊かな人間性とたくましい体を育むとともに、社会の変化や多様性に対応できる確かな学力の定着を図る必要がある。児童・生徒数の減少と学校の小規模化が進む中で、次代を担う子どもたちの教育上の視点を重視しながら、子どもたちが希望に満ち、安心して学校生活を送ることができるよう、より良い教育環境の中で効果的な教育を受けられるよう推進する。そのために、ＩＣＴ機器を積極的に活用し、子どもたちの学習意欲の向上と情報社会に主体的に対応できる「情報活用能力」の育成を目指すとともに、就学前教育の充実を図り、生涯にわたり心身ともに健康な生活を送ることができる基盤づくりを図る。

(1) 現況と問題点

全国的に少子化が進む中、本市においても人口の減少、特に若年層の減少により児童・生徒数が激減している。本市の令和3年5月1日現在の学校数及び児童・生徒数は、小学校が17校、3,589人、中学校13校、1,869人であるが、今後、地域によっては、さらに一学年一学級又は複式学級がある小規模学校が増加するものと考えられる。小規模校では、学校全体のまとまりや絆の強さ等の長所が見られる反面、子ども同士の切磋琢磨の機会が少なくなり、良い意味での競争心が希薄になる等教育上の課題をもたらすこともある。併せて、廃校となつた施設の利活用についても地域の理解と協力を得ながら、実施していく必要がある。

また、令和2年度に国のGIGAスクール構想による小中学校のＩＣＴ環境整備が前倒しで実施されたことに伴い、校内におけるＩＣＴ機器の活用をより有効に進めるための人的・物的支援について計画的に取り組んでいく必要がある。

本市の学校施設の中には、老朽化により危険を及ぼす恐れのある箇所も存在している。学校施設は教育活動だけではなく、地域住民の社会活動や災害等の緊急避難場所等にも利用されており、児童・生徒や地域住民の安全確保のため、計画的に改築・改修を実施し、安全な施設として整備を行わなければならない。さらに、近年「食育」の重要性が言われており、学校給食を通じた健全な食生活の推進が求められている。本市においても、安心・安全な食材や地元食材を活用した魅力ある料理や郷土料理等を提供し、子どもたちに食べ物の大切さを教えるとともに、食の自己管理能力をつけさせる等、学校給食の場での食育に取り組んでいる。安心・安全でおいしい給食を提供するためには、児童・生徒数の減少に伴う給食施設の統廃合に合わせて、老朽化した施設・設備の改修、改築が急務となっている。

(2) その対策

- 複式学級の解消を図るため、対象校に天草市市費負担教職員を配置する。また、全校に設置した学校運営協議会を活用し、保護者及び地域の理解を得ながら、地域に開かれた学校運営を進めていく。
- 教育環境の改善と施設の安全性を確保するため、老朽化した校舎や体育館、プールの整備及び特別支援教室や少人数授業用教室の確保など計画的に取り組んでいく。また、教育効果を高めるためにＩＣＴ機器等の学校設備やデジタル教科書等を含む教材、教育機器等の導入を図る。
- 社会の変化に対応した新しい学力観に基づく教育内容の充実や体験活動を重視した心の教育、不登校問題に対する取り組みの強化等のため、学習指導補助教員や学校司書、児童・生徒や保護者から相談を受ける相談員の配置や適応指導教室の設置等、指導体制の充実を図る。また、ＩＣＴ支援員を配置し、計画的な研修の実施や教職員の主体的な研究の促進、学校訪問指導等を行うなど教職員の資質向上に努める。併せて、校務支援システムを導入し、教員の働き方改革に資するとともに、子どもたちと向き合う時間を増やすことで、個別最適化な学びを実践する。

- 子どもの個性を活かしながら、自ら学び自ら考える力を育成することを目標に、地域に根ざした特色ある学校環境づくりを進める。また、国際化、高度情報化等近年の社会変化に対応できる児童・生徒を育成するため、英会話科の導入や小中連携等、教育内容の充実を図る。
- 学校、家庭、地域の連携を図り、児童・生徒と学校や地域社会との触れ合い・絆を深めるとともに、教育課程を共有し、地域全体で解決していくことができるよう地域に開かれた学校づくりを目指す。
- 学校給食では、地場産食材の活用を推進するとともに、安全・安心な学校給食を提供するために、計画的な施設・設備の改修、改築を図る。

2 生涯学習

【今後の方針】

市民一人ひとりが、個性や能力を発揮しながら、心豊かで、より充実した生活を送ることができるよう、市民の多様な価値観や地域の課題解決に対応した学習の場を提供するとともに、学んだ知識や経験を家庭や地域など社会の中で活かすことができるような生涯学習社会を実現するため、学習環境づくりを目指す。

(1) 現況と問題点

少子高齢化の進展や科学技術の進歩、高度情報化などによって、私たちを取り巻く社会環境は大きく変わり、生涯学習に対する市民のニーズも高度化、多様化してきている中、市民のニーズを的確に捉え、学習機会を充実させるとともに、市民が学んだ知識や経験を家庭教育、地域教育、青少年健全育成等に活かし、市民の生きがいとなる生涯学習社会を構築していくことが求められている。

そこで、本市では、市民に等しく生涯学習の機会を提供するため、平成25年4月に学習活動に特化した地区公民館を旧市町単位で設置し、この地区公民館を中心とした生涯学習の振興に努め、地域ごとに特色ある事業を展開している。また、本市では生涯学習を「個人的な生きがいや充実のみならず、人間として生きていくため、また、その学習成果を活用して社会の発展に寄与していくために必要な学習」と捉えているため、その必要性を広く市民へ啓発して、市民主体の生涯学習社会を構築する必要がある。また、市民への効果的な啓発を図るために、市行政内において部局を越えた連携や関係行政機関、教育機関、社会教育関係団体、民間学習機関等と連携し、出前講座や家庭教育講座、人材バンク制度等を活用したSDGsの取組みと併せて生涯学習を推進していくことが必要である。

そして、市民の自主的な生涯学習活動を支援するためには、生涯学習機会の情報を幅広く提供することや、それぞれの専門分野の人材に関する情報を提供すること、さらには学習相談を充実することなど、生涯学習活動を支援する環境を整備していくことが必要である。

これから学習を始めようとする人に対して、図書館を生涯学習の拠点として、あらゆる情報を収集整理して提供できるシステムを構築し、充実させていくことが求められている。

また、市民の自主的な生涯学習活動を支援するため、生涯学習人材バンク事業制度を活用した経験豊富な専門知識、技術、技能を活かした人材バンク登録者の増を図り、学習の機会の提供につなげていく必要がある。

(2) その対策

- 中央生涯学習センターや公民館において、市民の学習ニーズに応じた学習機会や、地域課題を解決するための学習の機会を提供し、学んだ成果を地域社会で活かせるよう積極的な支援に努める。
- 複合施設こらすや各地区コミュニティセンター、公民館、図書館等を中心に、ライフステージや現代的課題に対応した学習機会を提供するとともに、自ら学習活動を行おうとする市民のために、学習情報の提供や学習相談の充実等学習活動の支援に努める。
- 学校や地域の実情に応じた家庭教育に関する支援体制づくりや家庭教育のための講座・「親の学び」プログラム等を活用した学習の機会を提供する。

- 生涯学習人材バンク事業及び出前講座を活用した人材の育成・団体の育成に積極的に取り組み、幅広い年齢層を対象とした地域の学習会の機会を提供する。
- 市政だよりやホームページなどの充実・活用のほか、インターネットを活用した生涯学習の理念の普及に努める。さらに、市民の新たな学習意欲にもつながるような学習成果を活かすことのできる環境づくりに努める。

3 スポーツ振興

【今後の方針】

本市におけるスポーツ振興を図るうえで、市民一人ひとりがスポーツを主体的に取り組むようになることが大前提かつ基本であり、そのうえで、個人を取り巻く社会全体で支援していくことが重要となる。

そのために本市では、スポーツ振興施策を効率的・効果的に推進するために「天草市スポーツ推進計画（第2次）」を平成27年4月（平成31年3月改定）に策定し、地域・スポーツ関係団体・行政が連携を図り、いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも容易にスポーツを楽しめる環境を整備し、「スポーツで創ろう！いきいき日本の宝島“天草”」の実現を目指していく。

その実現に向けて、“子どもスポーツの振興”“生涯スポーツの振興”“競技・交流スポーツの振興”“スポーツ施設の充実”の4つの柱でスポーツ施策の推進を図る。

(1) 現況と問題点

健康に対する意識の高まりとスポーツ志向の多様化が進む中、体力の維持や健康づくり、仲間づくりのため、各種スポーツ・レクリエーションに対する市民の関心とスポーツ環境の整備等のニーズは年々高まっている。また、スポーツ活動は、仲間づくりやコミュニティ形成の場として、子どもたちの健全な成長に果たす役割は非常に大きなものがある。

しかし、令和2年に本市が実施した調査では、「スポーツを週に1回以上している人」は59.5%で、国のスポーツ立国戦略の目標である65%を下回っている。

課題として、各スポーツ競技者の固定化、スポーツ情報の提供不足、小学校運動部活動の社会体育移行に伴うスポーツ環境の変化、多様化するスポーツニーズに対する受け入れ体制や施設の未整備などが挙げられ、今後は市民のライフスタイルに応じたスポーツ環境の整備に対応することが必要と考える。

(2) その対策

スポーツ推進計画を効果的に推進するために、次の4項目に分けて対策を示す。

○子どもスポーツの振興

幼児・児童・生徒が生涯にわたりスポーツや運動へかかるため、その基礎を培う体育学習・社会体育クラブの育成等の充実を図る。

また、幼稚園・保育所（園）・小中学校・高等学校と地域・家庭が連携して、運動やスポーツに親しむ機会を増やし、子どもたちが身体を動かすことが楽しい・面白いと実感できるような魅力ある取り組みを推進する。

○生涯スポーツの振興

子どもから高齢者まで全ての世代において、スポーツをしている人もしていない人も、様々なライフスタイルに応じた運動やスポーツ活動に参加できるようその環境を充実させる。また、天草の温暖な気候と豊かな自然を活かし、近くの遊歩道や公園など身近なところで取り組めるウォーキングなどの軽スポーツの推進やそれぞれの目的に沿ったスポーツ教室、健康教室などを関係団体と連携を図りながら、運動・スポーツが手軽に行える仕組みづくりに取り組む。このほか、障がいのある人が地域社会に参加する一つのきっかけとしても、健常者と一緒にスポーツを楽しめる環境づくりを進めていく。

このような取組みを推し進めるために、本市スポーツ推進委員や市スポーツ協会などのリーダー育成への支援を行い、パートナーシップを強化しながら計画を実現化する。

○競技・交流スポーツの振興

競技スポーツの競技力向上と競技スポーツ人口の底辺拡大は、相乗効果となって本市全体のスポーツ振興へつながる。そのために市スポーツ協会等のスポーツ団体やスポーツ指導者を育成・支援するとともに、全国レベルの競技者が数多く育つよう、各種スポーツ大会の開催や各種事業に取り組み、競技スポーツの振興を図っていく。

併せて“マラソン大会”など市外からのトップアスリートやスポーツ愛好者の参画を得たスポーツ交流を通じ市民との交流を深めるほか、スポーツコミュニケーションを中心に取り組みを拡大して、更なる地域振興につなげていく。

○スポーツ施設の充実

スポーツ施設の整備にあたって、老朽化した施設の劣化状況等を把握し、利用状況や維持管理費を考慮しながら、施設の長寿命化を図っていく。

また、高齢者や障がい者が利用しやすいように、洋式トイレの設置など必要に応じて改修を行い、快適に利用できる環境整備を進めていく。

体育館やグラウンドの整理統廃合については、小中学校の廃校跡の施設が多く移管され、その後の利用が減少しているため、類似施設の廃止について地元住民と協議を進めていく。

4 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設			
		小学校施設營繕事業	天草市	
		小学校施設大規模改造事業	天草市	
		中学校施設營繕事業	天草市	
		中学校施設大規模改造事業	天草市	
	給食施設	学校給食設備整備事業	天草市	
		本渡学校給食センター建設事業	天草市	
	(2) 幼稚園	幼稚園施設營繕事業	天草市	
	(3) 集会施設、体育施設等			
		社会教育施設整備事業	天草市	
	集会施設	市有財産施設整備事業	天草市	
		体育施設	天草市	
	(4) 遠隔地域持続的発展特別事業	スポーツ施設整備事業	天草市	
		スポーツ拠点施設整備事業	天草市	
	離島高校生修学費支援事業	離島高校生修学費支援事業	天草市	
		スクールバス運行事業	天草市	
		小中学校 I C T 整備事業	天草市	
		総合的な学習活動支援事業	天草市	
		教科書・指導書等購入事業	天草市	
		理科教育設備等整備事業	天草市	
		学校読書活動支援事業	天草市	
		外国語指導助手招致事業	天草市	
		学習指導補助事業	天草市	
		心の教室相談事業	天草市	
		適応指導教室設置事業	天草市	
		小学校臨時教員配置事業	天草市	
		特別支援教育総合推進事業	天草市	
		教育相談事業	天草市	
		外国語科推進事業	天草市	
		教職員地域学習研修事業	天草市	
		中学校英語検定チャレンジ事業	天草市	
		遠距離通学補助金	天草市	
		地域と学校の連携・協働体制構築事業	天草市	
		生涯学習推進事業	天草市	
		青少年健全育成事業	天草市	
		移動図書館事業	天草市	
	総合型地域スポーツクラブ支援事業		総合型地域スポーツクラブ	
	体育協会補助金		市スポーツ協会	
	子どもスポーツ推進事業		天草市	
	スポーツ・サポート教室開催事業		天草市	
	競技スポーツ推進事業		市スポーツ協会	
	スポーツ大会等出場奨励事業		天草市	
	スポーツ大会等開催事業		天草市	
	スポーツコミッショントリニティ推進事業		天草市	
	市有財産施設整備事業		天草市	

5 公共施設等総合管理計画等との整合

平成 28 年 7 月に策定(令和 3 年 1 月改訂)した「天草市公共施設等総合管理計画」の公共施設等の管理に関する基本的な考え方に基づき、保有総量の縮小・効果的かつ効率的な利用の推進・長寿命化の推進を進めるとともに、適切な管理運営を行い本市の持続的発展に努める。

第10 集落の整備

1 集落の整備

【今後の方針】

地方分権改革が進展する中、社会情勢の変化に対応した持続可能な自治体経営及び住民福祉の向上を図っていくためには、住民自治の充実と自治意識の向上が重要となっている。地域にある課題の解決や地域の個性を伸ばし、住民と行政の協働によるコミュニティ施策を開発する。

また、人口減少等により空き家が増加している中、空き家の活用と老朽危険家屋の撤去を推進していく。

(1) 現況と問題点

本市は山地や丘陵地が大部分を占めており、海岸部の傾斜地やわずかな平野部に規模の小さな集落（地域）が数多く点在している。また、これらの集落の住民の多くが農漁業従事者で、耕地や漁場の関係から地域に対する愛着心が強い傾向にある。

また、各集落では長い歴史の中で、集落内での支え合いや心の絆を基調とした心豊かな地域コミュニティが築かれ、受け継がれてきた。しかし、就業や就学による若年者の流出が続いている。また、近年の少子高齢化の影響もあり、集落で営まれてきた相互扶助や共同作業、伝統文化の保存・継承等が更に困難になっており、小さい集落ではコミュニティ機能が成り立たなくなっている現状がある。

そこで、天草市誕生と共に住民の主体的な取り組みを維持・促進するために旧市町単位に「まちづくり協議会」と小学校区単位に「地区振興会」が設置され、各地域で様々な地域づくり活動が展開されている。しかし、住民の主体的取り組みは行われているものの、自己決定や自己責任といった「地域の自立（自律）」、地域リーダーの発掘、育成及び担い手不足といった「地域課題に対応した活動」が遅れているのが現状である。行政も地域との協働による行政システムを構築するうえで、まちづくりをめぐる諸課題に地域住民と行政が一体となって体系的・効率的に取り組んでいく必要がある。

また、空き家については、雑草の繁茂や老朽化による危険家屋も増加しているため、空き家の有効活用及び危険家屋の撤去についても取り組んでいく必要がある。

(2) その対策

- コミュニティ機能が低下している中、地域において相互扶助や伝統文化の継承等を果たすことができるよう集落及び地域の活動拠点であるコミュニティセンター等を整備し、「住民主導・行政支援型」の地域づくりを行うため、住民が主体的に行う地域づくり（地域経済の活性化や伝統文化の継承等）、生涯学習（人材育成やコミュニティ意識向上の研修等）、青少年育成（子育て環境整備等）、健康福祉（高齢者福祉、健康づくりの推進等）、環境整備（防犯、防災、美化活動等）活動を支援する。
- 最も深刻である少子高齢化や担い手不足等、地域の課題解決に向けた活動に対して積極的な支援を行う。
- 個性ある地域づくりの観点から、地域の特徴を活かした活動や経済的自立に向けた活動（コミュニティビジネス等）に対しては、各種情報の提供を行うとともに積極的な支援を行う。
- 空き家については、移住者等の住まいとして活用していくとともに、空き家を活用した施設整備等も検討していく。また、老朽危険家屋については、地域の環境保全・防犯等の対策として、除去を促進していく。

2 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(3) その他	コミュニティセンター整備事業	天草市	
		自治公民館等整備費補助金	受益者団体	
	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業	まちづくり推進交付金事業	まちづくり協議会	
		まちづくりチャレンジ支援交付金事業	まちづくり協議会	
		消費生活相談事業	天草市	
		まちづくり推進事業	まちづくり協議会	
		コミュニティセンター管理運営事業	天草市	
		ふるさと応援交付金事業	まちづくり協議会等	
		廃屋及び空き家等対策事業	受益者	
		河浦地区有線放送設備撤去事業	天草市	
		コミュニティセンター整備事業	天草市	

3 公共施設等総合管理計画等との整合

平成28年7月に策定(令和3年1月改訂)した「天草市公共施設等総合管理計画」の公共施設等の管理に関する基本的な考え方に基づき、保有総量の縮小・効果的かつ効率的な利用の推進・長寿命化の推進を進めるとともに、適切な管理運営を行い本市の持続的発展に努める。

第11 地域文化の振興等

1 地域文化の振興等

【今後の方針】

天草の歴史・文化は世界中を探しても類を見ない唯一無二の存在である。この地域の特色を活かしながら、本市の文化振興を図っていくため、第2次天草市文化振興計画の基本理念「人を育み 人が輝き 歴史薫る 天草文化の創造」と次の3つの基本目標に基づき、長期的な展望に立ち、計画性を持って文化振興を推進する。さらに、高齢の方々に受け継がれた天草の歴史や文化を次世代に繋ぐ活動を進めるとともに、島外で盛んに公開されている豊かな文化芸術にふれる機会の創出と支援の仕組みを再構築していく。

- ① 一人ひとりの個性が輝き、多彩な文化活動を推進していくため、文化に対する意識の高揚と資質の向上を図る

地域文化の振興を図り、文化活動を活性化させていくためには、市民が文化に親しむ意識を育てていく必要がある。このため、学校・公民館等での郷土学習・生涯学習を通じて文化活動を推進するとともに、文化情報の提供に努め、文化に対する意識の高揚、資質の向上を図る。また、歴史と文化の薫り高いまちづくりを進めていくためには、行政自らが文化に精通することが必要であるため、庁内連絡体制の充実を図り、全庁一体となって質の高い行政運営を行っていく。

- ② 多くの人の共感を生み、豊かさを実感する文化活動を推進する

文学や音楽・美術・陶芸等の工芸・写真・演劇・ハイヤ踊り等の舞踏などの芸術、茶道・華道・書道などの生活文化、伝統芸能や文化財、また、文化的景観や歴史的景観・自然景観によるまちづくりなど、市民生活を豊かにする全ての営みを文化芸術とみて、特色ある地域文化を構築するとともに、その発展に努める。

- ③ 天草の自然や歴史が息づく文化遺産の継承と活用を図る

それぞれの地域には、その地域特有の自然や歴史、貴重な文化財がある。それらを踏まえて、歴史・文化・産業・観光等の総合的な視点から、地域の文化を再発見し、磨き上げ、伝承し、保存して、新しい天草文化の宝になるよう努める。

(1) 現況と問題点

心の豊かさを求める意識は年々高まりつつあり、そのためには、地域の文化振興は欠くことのできない要素となっている。市内では、市主催のみならず、文化団体等による多様な公演や展示事業等が実施されている。一方で、伝統芸能等はそれぞれの地域で受け継がれているが、過疎化・高齢化などにより、後継者育成が重要課題となっている。

文化財については、国・県・市合わせ206件の指定文化財等があり、文化財台帳の整備と適切な管理に努めているが、風化や劣化等による修理、保存活用のための整備が求められる。

また、本市では、歴史公文書及び郷土に関する歴史資料も、市民が地域に誇りと愛着をもち地域のまちづくりや文化振興のために情報資源として利活用してもらうよう、整理・保存を行っているが、量が膨大なため資料整理・調査事業の促進や保管環境の向上が課題である。

本市は、広域であるがゆえに市民全体に配慮した文化に触れる機会を充実させる必要がある。また、市民の文化活動の促進や伝統芸能等を継承していくためには、文化関係団体等と連携を密にして、文化・芸能活動の展示や発表の場を提供するなど、次世代育成の様々な支援を行っていく必要がある。

さらに、本市が有する文化財や歴史公文書等については、適切な保存に努め、公開活用を促進して市民が文化財や歴史公文書等に親しむ機会を増やすなど、市民全員が大切さを認識し、次世代へ継承するため積極的に普及啓発活動を行っていく必要がある。

(2) その対策

○学校における伝統や文化に関する教育活動への支援を行ったり、子ども作陶体験事業を実施したり、郷土学習や伝統文化の出前講座、体験学習を実施する。また、公民館や地区振興会等における講座等で文化振興のための教養講座を開設する。

- 公の施設を拠点に芸術文化振興事業を実施し、市民に広く優れた芸術文化を鑑賞する機会をつくる。
- 子どもたちが幼い頃から本物の舞台芸術や芸術作品を鑑賞し、豊かな人間性や創造性を培っていくため、学校に芸術家を派遣する出前コンサート等を実施する。
- 地域の伝統芸能や歴史文化を磨き上げ、天草を文化の島として市内外に向けて発信していくため、天草独自の個性ある事業を実施する。
- 市内には、多数の指定文化財があり適正な管理を行っている。民間所有の指定文化財には、補助金の活用を促すなど、文化財のよりよい保存及び公開活用につながるよう取り組む。また、未指定の文化財についても適宜調査を実施し、掘り起こしや磨き上げを行い、文化財の多様な価値を創出するとともに、保護して次世代へ継承することに努める。
- 地域に残る伝統文化を継承し、後世に伝えるため、後継者育成を図りながら、子どもたちが体験等を通して幼い頃から伝統芸能に親しむ機会をつくる。
- 御所浦の恐竜化石をはじめとする天草の大地の魅力や、豊かな自然資源を活用した取り組みを推進する。
- 「崎津・今富の文化的景観」の保存計画に記載された自然・文化・生業等の価値について、引き続き地域住民の理解を深め、世界遺産の集落としての街なみの保全に努める。
- 資料館においては、天草の歴史や風俗に関する調査研究を行うとともに、企画展や講座等の学習機会を提供していく。また、各資料館の事業連携の強化、来館者の利用向上のための施設整備を推進する。
- 地域の情報発信並びに地域文化創造の拠点として、廃校校舎等をアーカイブズ（公文書館）として改修し、保有資料の適切な保存や利用者の閲覧・活用の利便性の向上を図る。

2 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等			
	地域文化振興施設	市民会館整備事業	天草市	
		棚底城跡調査整備事業	天草市	
		資料館整備事業	天草市	
		恐竜の島博物館整備事業	天草市	
		アーカイブズ本館・書庫整備事業	天草市	
	その他	重要景観構成要素修景事業	天草市	
		世界遺産推進事業	天草市	
	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業	芸術文化振興事業	天草市	
		博物館活動事業	天草市	
		文化財保存整備事業	天草市	
		文化財調査事業（補助事業）	天草市	
		自然資源活用推進事業	天草市	
		御所浦白亜紀資料館振興事業	天草市	

3 公共施設等総合管理計画等との整合

平成28年7月に策定（令和3年1月改訂）した「天草市公共施設等総合管理計画」の公共施設等の管理に関する基本的な考え方に基づき、保有総量の縮小・効果的かつ効率的な利用の推進・長寿命化の推進を進めるとともに、適切な管理運営を行い本市の持続的発展に努める。

第12 再生可能エネルギーの利用の推進

1 太陽光・風力発電施設

【今後の方針】

生活や事業活動で毎日多くのエネルギーを利用しておられ、そこから発生する二酸化炭素などが要因となって、地球温暖化などの環境問題を引き起こしている。

省エネルギーの推進や地域の特性を活かした再生可能エネルギーの導入など、地域環境に配慮したエネルギーの適正利用を推進することにより、「2050年までに脱炭素社会の実現」を目指すとともに、豊かで美しい天草の自然を後世まで残すため、太陽光発電施設などの自然エネルギーの活用による環境と共生のまちづくりを推進する。

(1) 現況と問題点

地球温暖化防止における二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量の削減対策には、太陽光や風力などの自然エネルギーの活用が有効であり、住宅用太陽光発電システムや蓄電システムの導入を促進するために設置費の一部を助成している。

また、本市で設置している太陽光や風力発電施設については、設置年数の経過に伴い老朽化が進んでおり、特に天草市総合交流ターミナル施設通詞島風力発電施設においては、耐用年数を超過し、故障等が発生している。

(2) その対策

- 住宅用太陽光発電システムや蓄電システムの設置、省エネルギー対策について推進、啓発を行う。
- 天草市総合交流ターミナル施設通詞島風力発電施設については、機器の更新や解体撤去を踏まえた今後の方針を検討する。

2 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の促進	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業	住宅用太陽光発電システム等設置推進事業	受益者	

3 公共施設等総合管理計画等との整合

平成28年7月に策定（令和3年1月改訂）した「天草市公共施設等総合管理計画」の公共施設等の管理に関する基本的な考え方に基づき、保有総量の縮小・効果的かつ効率的な利用の推進・長寿命化の推進を進めるとともに、適切な管理運営を行い本市の持続的発展に努める。

第13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

【今後の方針】

経済の低迷や人口減少、少子高齢化が進展していく中、地方が解決すべき課題は山積し、行政の責務は益々大きくなっている。自己決定、自己責任のもと各自治体において多様化・高度化する市民ニーズへの対応が求められている。

このような中、地域の持続的発展を図るためにには、市民ができること、行政がすべきこと、市民と行政が協働すべきこと等を明確にし、それぞれの役割と責任を認識して地域づくりに取り組んでいく。

(1) 現況と問題点

住民それぞれの人権が尊重されることは、地域で暮らしていくための最も基本的かつ重要なことである。また、広大な市域の全ての住民が同じようにサービスを受けることができるための情報提供、行政職員の能力向上、施設整備も含めた行政機能の充実が重要となる。

(2) その対策

- 行政と住民やNPO法人、企業等がそれぞれの特性に応じた役割を担い、相互に信頼関係を保ちながら、地域づくりに取り組む体制を整備する。
- 高速通信網等のインフラ整備による情報格差の解消や行政の効率化、行政施設の充実、行政職員の資質・能力向上に努める。